

(仮称)いずみおおつ子ども未来プラン(案)



平成 26 年 11 月

泉大津市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の法的根拠、位置づけ	4
4 計画策定の時期及び計画期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状（状況）と課題	7
1 人口、児童数に関する動向	7
2 世帯・就労に関する動向	14
3 教育・保育施設及びサービスの利用状況	20
4 子育てに関する実態と意向	28
5 子ども・子育て支援新制度の概要	33
6 本市の子ども・子育て支援の方向性	36
第3章 計画の基本方針	38
1 子育て・子育て安心ビジョン（子どもの育ちと子育て支援にかかる基本理念）	38
2 計画の視点と基本目標	39
3 施策体系	40
第4章 推進施策	41
目標1 「子どもの権利」を最優先する社会の推進	41
1-1 「子どもの人権」を守るまちづくりの推進	41
1-2 「子どもの権利」の侵害防止の推進	44
目標2 子どもの成長と自立を促す環境の充実	45
2-1 就学前教育・保育の質の向上	45
2-2 子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実	49
2-3 地域全体での青少年健全育成の推進	52
目標3 安心して出産と子育てのできる環境の充実	56
3-1 妊娠・出産及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進	56
3-2 身近な地域での子育て支援の充実	61
3-3 働きながら子育てする人の支援の充実	67
3-4 男女が共同して取り組む子育ての推進	69
3-5 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実	72
目標4 すべての子どもと家庭を支える環境の充実	77

4-1	ひとり親家庭の自立支援の充実	77
4-2	障がい児及び発達障がいの子どもへの支援の充実	80
第5章	量の見込みと提供体制	84
1	教育・保育提供区域の設定	84
2	教育・保育施設の需要量及び提供体制	86
3	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び提供体制	92
第6章	計画の推進	97
1	計画の推進体制	97
2	計画の点検・評価・改善	97
第7章	参考資料	98
1	泉大津市子ども・子育て会議 条例	98
2	泉大津市子ども・子育て会議 委員名簿	100
3	計画策定経過	101
4	子ども・子育て支援法にかかる用語説明	102

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

①国の子育て支援対策

- 平成元年の「1.57 ショック（注1）」を境に国の少子化対策が本格化し、平成 6 年 12 月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後 10 年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- 平成 11 年 12 月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成 16 年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成 15 年 7 月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。しかし、1.57 ショックからの少子化の流れが変わることはありませんでした。
- それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生き育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。
- 新しい考え方に沿って、平成 19 年 12 月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第 7 条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。
- さらに、平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになりました。

注¹ 一人の女性が一生の間に生むとした時の子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の 1966 年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

②大阪府の子育て支援対策

- 平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務付けられました。（計画は、次世代育成支援対策推進法の 10 年間（平成 17～26 年度）を前期 5 年、後期 5 年で区分して策定）
- この法律に基づき、大阪府では、平成 17 年 3 月に前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援行動計画を策定しました。続いて、平成 19 年 4 月に「大阪府子ども条例」を施行し、子どもの育成環境の向上を進めてきました。
- さらに、平成 21 年度に、前期 5 年間の達成度を踏まえて、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画を策定し、子どもの健やかな成長を大阪全体で支えることを目指して取り組んでいます。

③泉大津市の子育て支援対策

- 泉大津市（以下「本市」という。）でも、大阪府と同様、平成 15 年制定の次世代育成支援対策推進法で義務付けられたことを受けて、平成 17 年 3 月に前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援・地域行動計画を策定しました。さらに、平成 21 年度に、前期 5 年間の達成度を踏まえて、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画を策定し、次世代育成支援策を推進してきました。

④次世代育成支援対策推進法等の一部改正

- 次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。
- こうした状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正（以下「改正推進法」という。）が行われました。
- 改正推進法と同時に、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月 23 日に公布されました。なお、母子及び寡婦福祉法に代わり、平成 26 年 10 月 1 日からは母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行されております。

2 計画策定の趣旨

- 子ども・子育て支援法では、都道府県及び市町村に、子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定が義務付けられました。
- 上記の策定義務付けを受けて、改正推進法に基づく都道府県及び市町村の次世代育成支援・地域行動計画の策定は、義務付けから各自治体の任意に変更されました。
- こうした動きを受けて、本市では、次世代育成支援・地域行動計画及び事業計画を一体的に推進することで、本市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みの充実を図るため、以下の趣旨を踏まえて、「いずみおおつ子ども未来プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

次世代育成支援対策推進法に基づき、本市の次世代育成支援・地域行動計画（後期計画）を継承しつつ、これまでの取り組みを踏まえて、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進する。

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

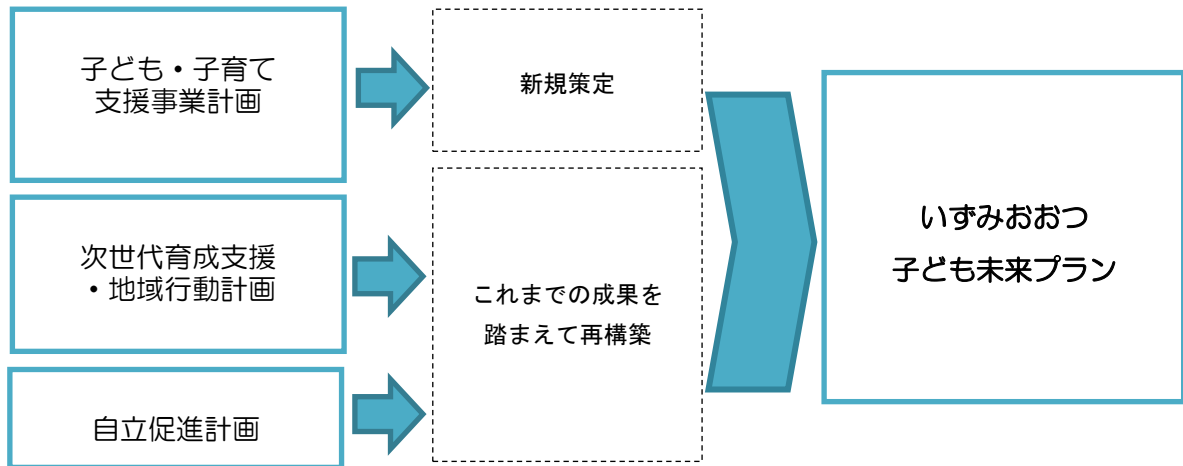
◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（国の基本指針（案）の要約）

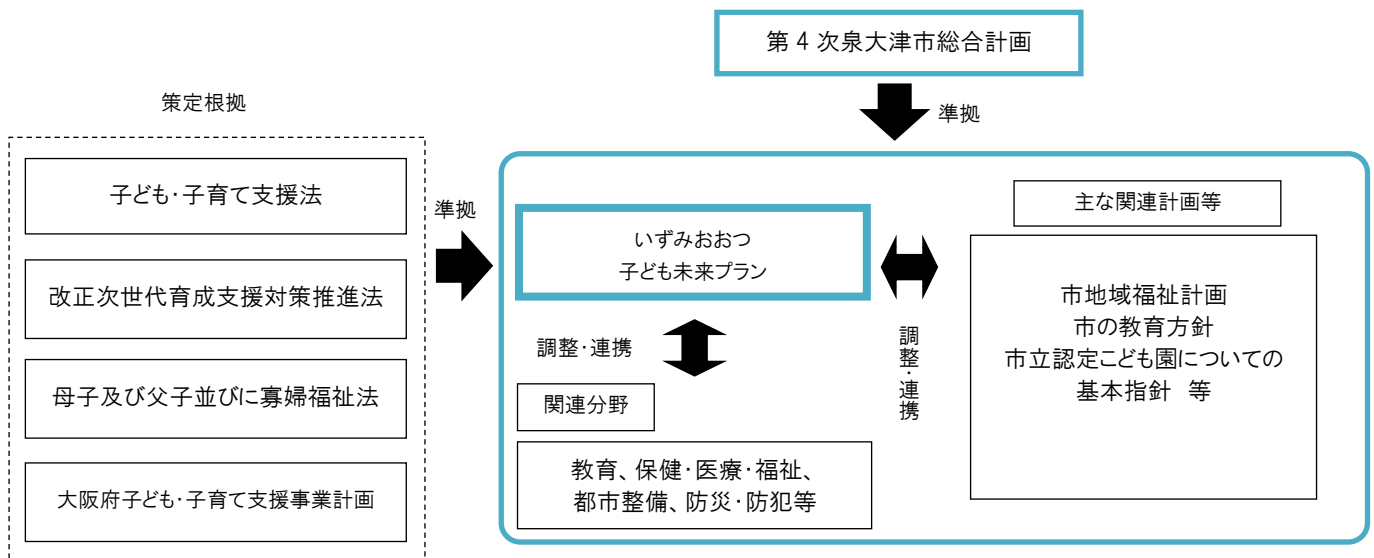
- なお、本計画には、平成 26 年 10 月 1 日から施行される母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とする「自立促進計画」を包含します。

3 計画の法的根拠、位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、改正推進法第8条に定める「市町村行動計画（次世代育成支援・地域行動計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」に該当するものです。





- 本計画は、総合計画を上位計画として、地域福祉計画・市の教育方針などの関連計画と整合・調和を図っています。
- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、大阪府子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。



4 計画策定の時期及び計画期間

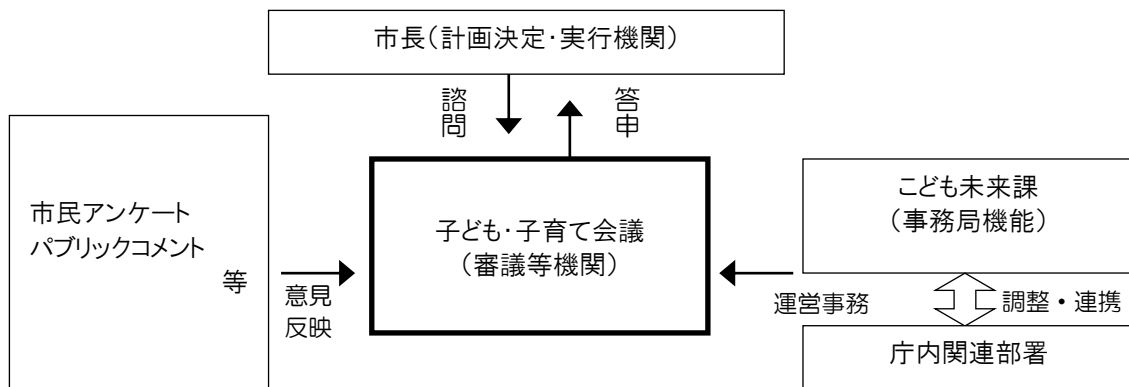
- 本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。
- 計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32～
いずみおおつ 子ども未来 プラン						
次期計画					●見直し 及び策定	

5 計画の策定体制

①子ども・子育て会議の設置

- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき「泉大津市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



②就学前児童の保護者、小学生の保護者アンケートの実施

- 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。
 - ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
 - イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,500 票	746 票	49.7%
	小学生	500 票	207 票	41.4%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 25 年 11 月 11 日 ~ 平成 25 年 12 月 13 日			
調査方法	郵送による配付・回収			

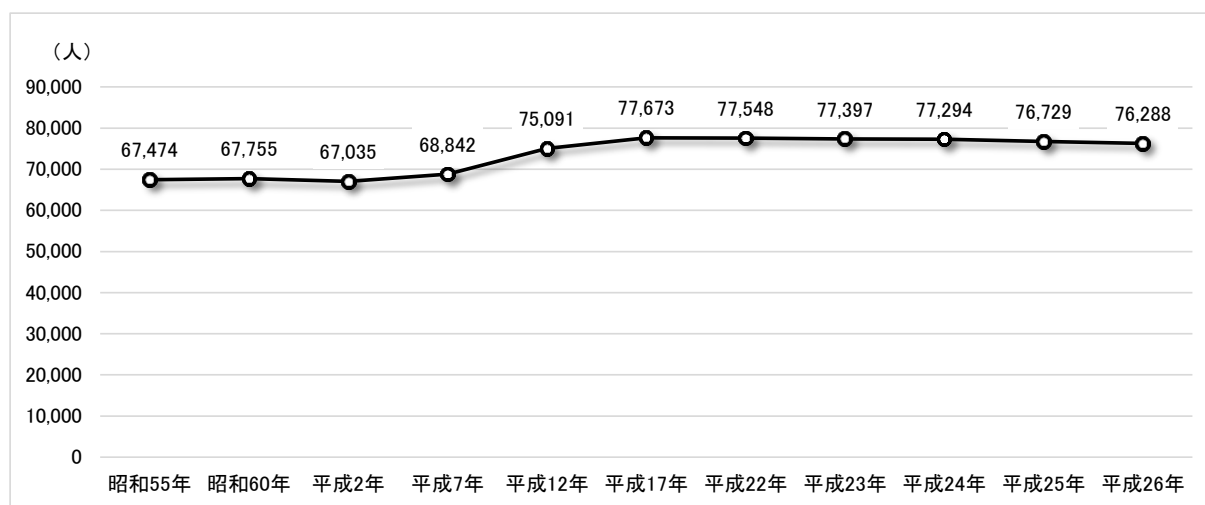
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状（状況）と課題

1 人口、児童数に関する動向

①総人口

- 本市の人口は、泉大津旧港や南海本線泉大津駅周辺の再開発などにより、平成7年から17年の10年間に9千人近く増加しました。
- 平成17年以降、平成24年まで77,000人台を維持してきましたが、平成25年からは76,000人台となり、減少傾向がみられます。

【人口の推移】単位：人

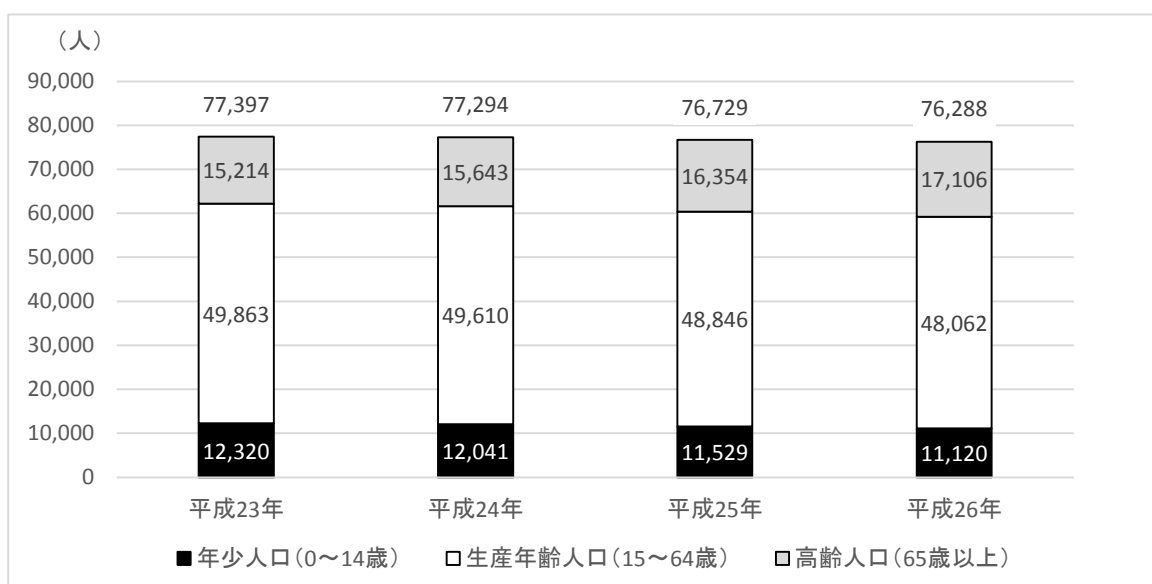


※昭和55年～平成22年は国勢調査。平成23～26年は各4月1日現在の住民基本台帳（外国人含む）

②年齢3区分人口の推移

- 平成23年からの人口構成を年齢3区分別人口で見ると、年少人口（0～14歳）は年間300～500人が減少し、生産年齢人口（15～64歳）も平成24年から年間で約800人ずつ減少しています。その一方、高齢者（65歳以上）は年間400～700人増加しています。このように本市では少子高齢化が進んでいます。
- この間、25～44歳の女性の人数をみると、平成24年は前年から約150人減少、平成25～26年にかけては毎年約400～450人ずつ減少しています。出産する年齢を多く含むこの年齢層の減少が本市の出生数の減少に影響していることも考えられます。

【年齢3区分人口の推移】単位：人



(住民基本台帳。各年4月1日現在)

【25～44歳の女性の推移】単位：人

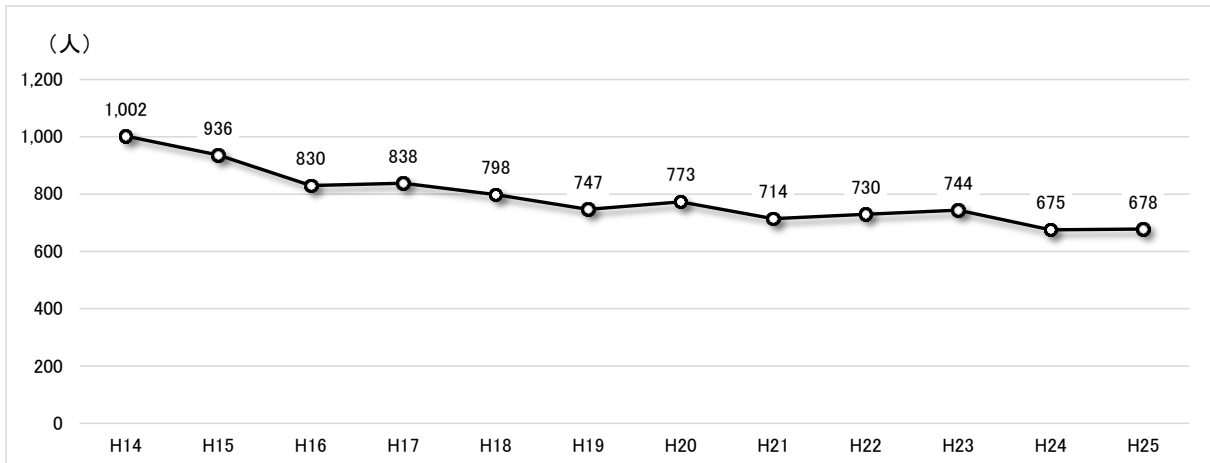
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
25-29歳	2,189	2,157	2,091	1,967
30-34歳	2,580	2,461	2,326	2,230
35-39歳	3,517	3,317	3,043	2,838
40-44歳	3,243	3,436	3,497	3,458
合計	11,529	11,371	10,957	10,493
前年からの増減	—	-158	-414	-464

(住民基本台帳。各年4月1日現在)

③出生数、合計特殊出生率

- 本市の出生数の推移をみると、平成 14 年に年間 1,000 人を超えていた出生数は、その後、年によって増減はあるものの全体的には減少傾向であり、平成 25 年の出生数は 678 と、平成 14 年の約 2/3 となっています。

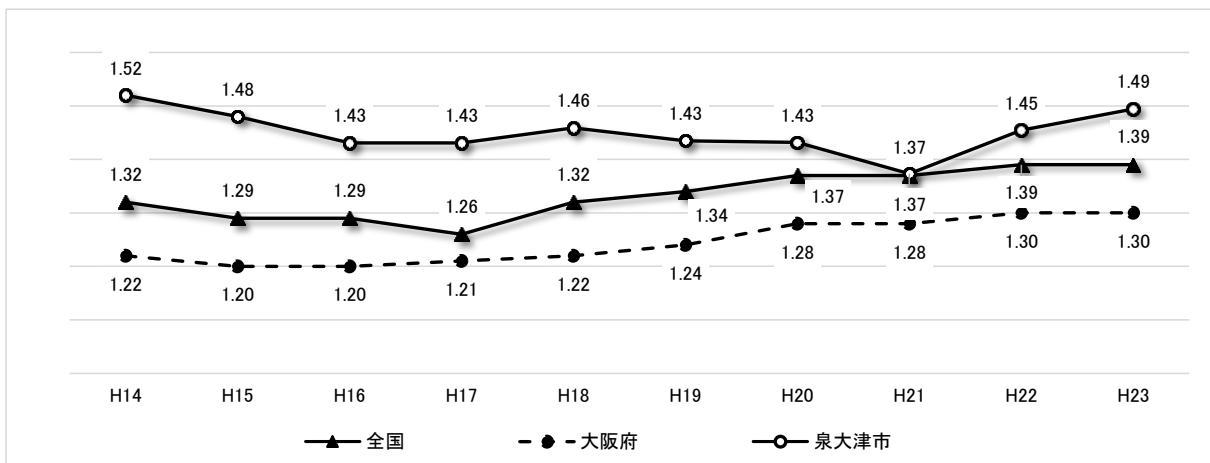
【年間出生数の推移】単位：人



(市民課。人数は各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

- 全国及び大阪府の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むとした時の子どもの数）は、平成 18 年から回復傾向がみられます。
- 本市の合計特殊出生率は、全体的には全国や大阪府より高く推移しており、平成 15～23 年は、平成 21 年を除いて、1.4 台で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

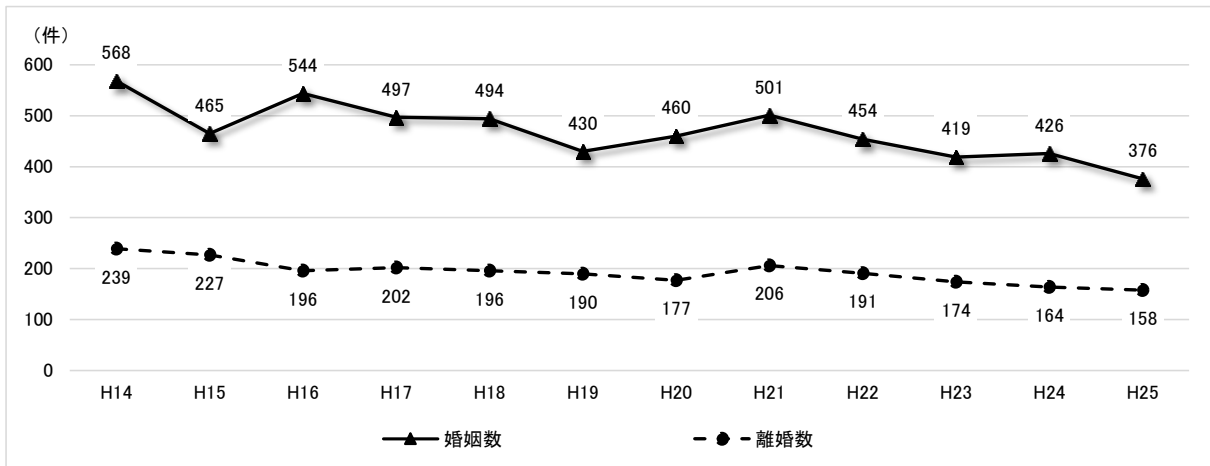


(全国、大阪府は「大阪府周産期医療体制整備計画」より。市はこども未来課)

④婚姻件数、離婚件数

- 本市の婚姻件数は、年によって増減はありますが、年間約 400～500 件で推移していましたが、平成 25 年は 300 件台になりました。
- 離婚件数は、平成 14～23 年は年間約 170～240 件で推移しています。平成 25 年は 158 件であり、平成 14 年以降で最も少ない件数となっています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】単位：件



(市民課)

⑤就学前児童・小学生の人数

- 子どもの人口は平成 23～26 年間で、0～5 歳（就学前児童）が 500 人弱、6～11 歳（小学生）が 700 人弱、それぞれ減少となっています。
- 12～17 歳（中学生以上）は 300 人弱の増加となっています。

【就学前児童・小学生】単位：人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減 H26-H23
0 歳	733	684	654	593	-140
1 歳	704	733	667	645	-59
2 歳	729	676	704	646	-83
3 歳	700	688	639	689	-11
4 歳	752	703	674	638	-114
5 歳	743	743	688	668	-75
計	4,361	4,227	4,026	3,879	-482
6 歳	766	737	732	676	-90
7 歳	855	766	721	722	-133
8 歳	832	846	756	713	-119
9 歳	868	834	832	751	-117
10 歳	928	870	819	833	-95
11 歳	943	934	863	822	-121
計	5,192	4,987	4,723	4,517	-675
12 歳	918	944	919	860	-58
13 歳	959	919	941	921	-38
14 歳	890	964	920	943	53
15 歳	836	898	957	916	80
16 歳	822	839	888	950	128
17 歳	758	824	829	885	127
計	5,183	5,388	5,454	5,475	292

(住民基本台帳。各年 4 月 1 日現在)

⑥就学前児童・小学生の人数の推計

- 近年の出生数と社会動態の実績から、国の推計方法（注2）で算出した就学前児童及び小学生の人数の推計は次のとおりです。
- これまでの推移が同様に続くと仮定した場合、少子化がさらに進行すると考えられます。

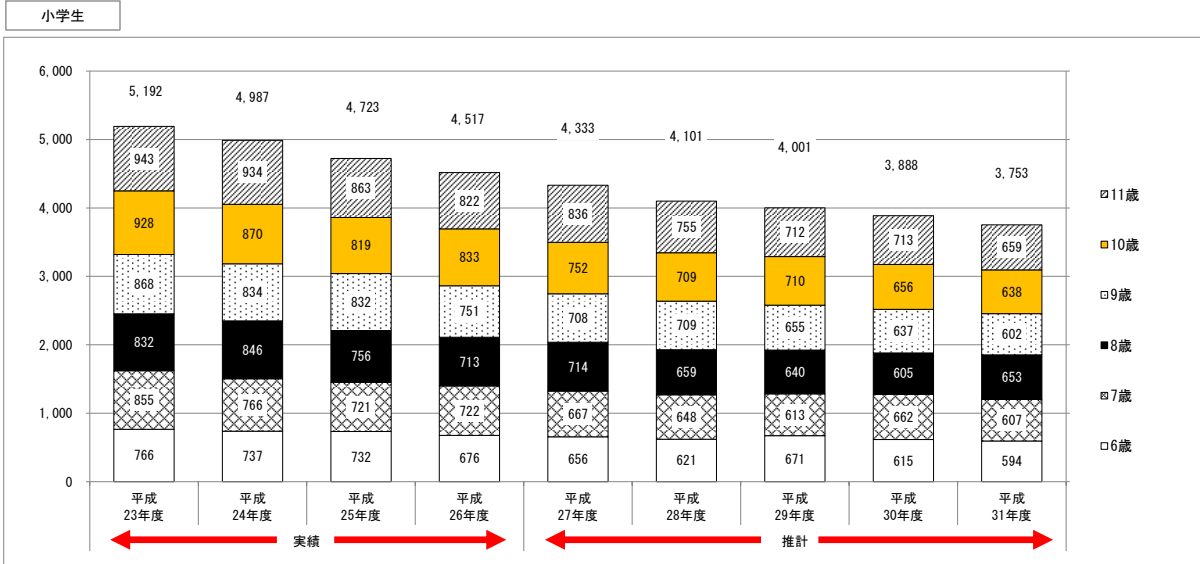
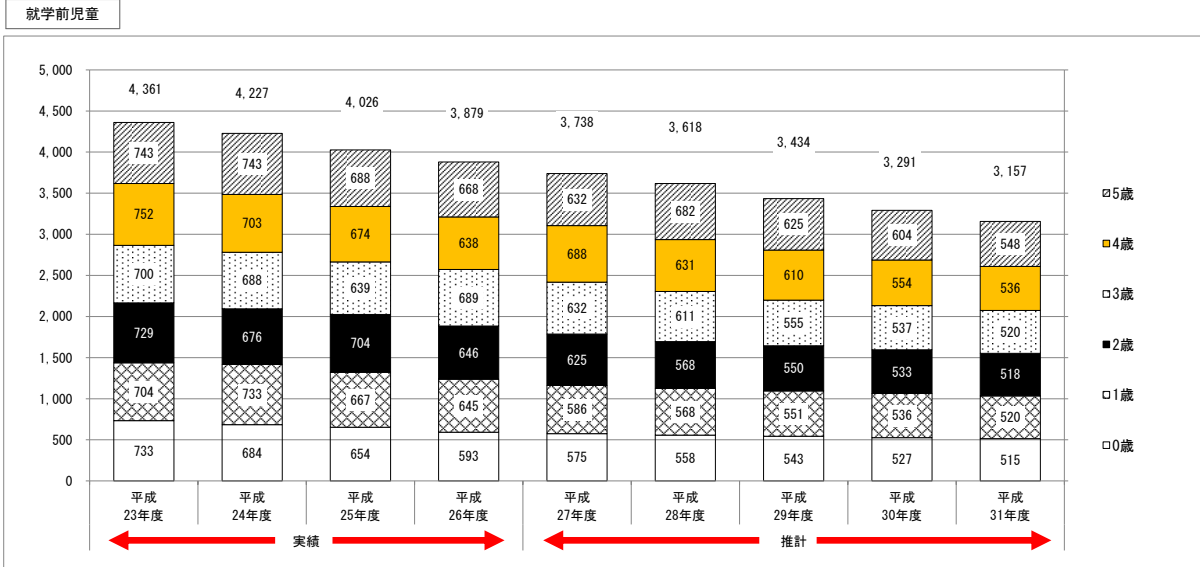
【就学前児童・小学生の人数の推計】 単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	575	558	543	527	515
1 歳	586	568	551	536	520
2 歳	625	568	550	533	518
3 歳	632	611	555	537	520
4 歳	688	631	610	554	536
5 歳	632	682	625	604	548
計	3,738	3,618	3,434	3,291	3,157
6 歳	656	621	671	615	594
7 歳	667	648	613	662	607
8 歳	714	659	640	605	653
9 歳	708	709	655	637	602
10 歳	752	709	710	656	638
11 歳	836	755	712	713	659
計	4,333	4,101	4,001	3,888	3,753
12 歳	819	833	752	709	710
13 歳	862	821	835	754	711
14 歳	923	864	823	837	756
15 歳	939	919	860	819	833
16 歳	909	932	912	853	812
17 歳	947	906	929	909	850
計	5,399	5,275	5,111	4,881	4,672

（こども未来課）

注² 基礎データ（H23～26 実績）の年度毎・年齢毎の変化率を用いて推計する変化率法。推計は、これまでの人口動向が今後も同様に続いていく（大幅な子どもがいる世帯の転入や出生率の上昇などが起きない）という前提に基づく。

【就学前児童・小学生の人数の実績及び推計グラフ】単位：人



2 世帯・就労に関する動向

①子どものいる世帯

- 平成 22 年度国勢調査時点の 6 歳未満の子どもがいる親族世帯数は 3,339 世帯（一般世帯の約 11%）、18 歳未満の子どもがいる親族世帯数は 8,493 世帯（一般世帯の約 28%）です。
- 6 歳未満の子どもがいる親族世帯、18 歳未満の子どもがいる親族世帯ともに、9 割が核家族世帯（夫婦と子どものみの世帯と、ひとり親の世帯等）です。
- 6 歳未満の子どもがいる親族世帯のうち、ひとり親世帯（母子・父子家庭）は約 6%、18 歳未満の子どもがいる親族世帯のうち、ひとり親世帯（母子・父子家庭）は約 12% です。

【子どものいる世帯】単位：世帯

	総数	核家族			左記以外の世帯（※）
		夫婦と子ども	女親と子ども	男親と子ども	
一般世帯総数	30,927	10,239	2,844	400	17,444
構成比率（%）	100.0	33.1	9.2	1.3	56.4
6 歳未満の子どもがいる親族世帯数	3,339	2,879	179	11	270
構成比率（%）	100.0	86.2	5.4	0.3	8.1
18 歳未満の子どもがいる親族世帯数	8,493	6,476	960	91	966
構成比率（%）	100.0	76.2	11.3	1.1	11.4

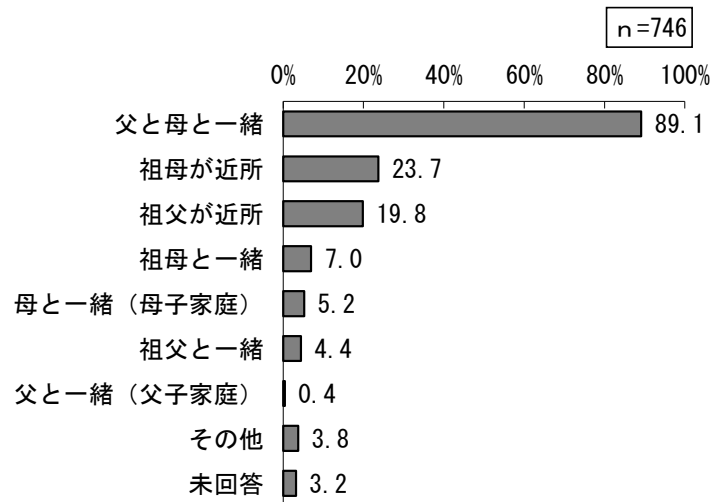
※夫婦のみの世帯、核家族以外の世帯、非親族世帯、単独世帯の合計（平成 22 年国勢調査）

- なお、次ページの【アンケートでみる「3 世代の同居・近居の状況」】をみると、就学前児童のいる世帯のうち、祖父又は祖母と近居している世帯が 2 割前後あります。また、小学生のいる世帯では、祖父又は祖母と近居している世帯が 1 割半ばあります。
- この結果から、核家族世帯の中に、祖父又は祖母と近居している世帯も 1 割半ば～2 割前後いることがわかります。

【アンケートでみる「3世代の同居・近居の状況」】

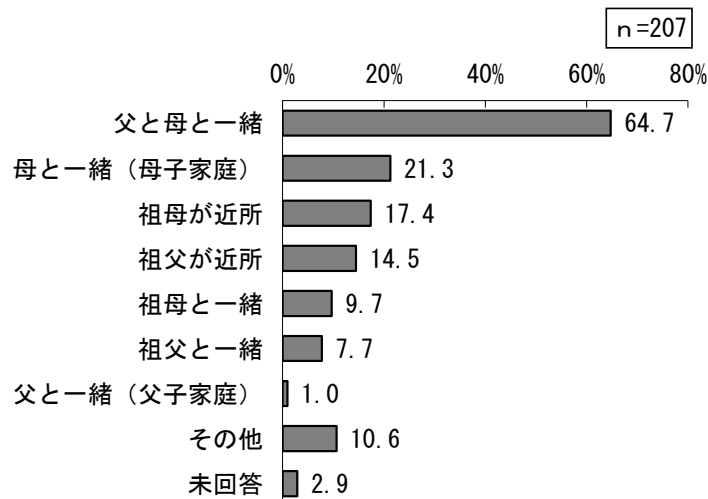
- 就学前児童のいる世帯の3世代同居・近居の状況は、「祖母が近所に住んでいる」23.7%、「祖父が近所に住んでいる」19.8%、「祖母と一緒に住んでいる」7.0%、「祖父と一緒に住んでいる」4.4%であり、祖父母と近居している世帯が同居より多くなっています。

【就学前児童のいる世帯】 nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



- 小学生のいる世帯の3世代同居・近居の状況は、「祖母が近所に住んでいる」17.4%、「祖父が近所に住んでいる」14.5%、「祖母と一緒に住んでいる」9.7%、「祖父と一緒に住んでいる」7.7%となっており、就学前児童のいる世帯と同じく、祖父母と近居している世帯が同居より多くなっています。

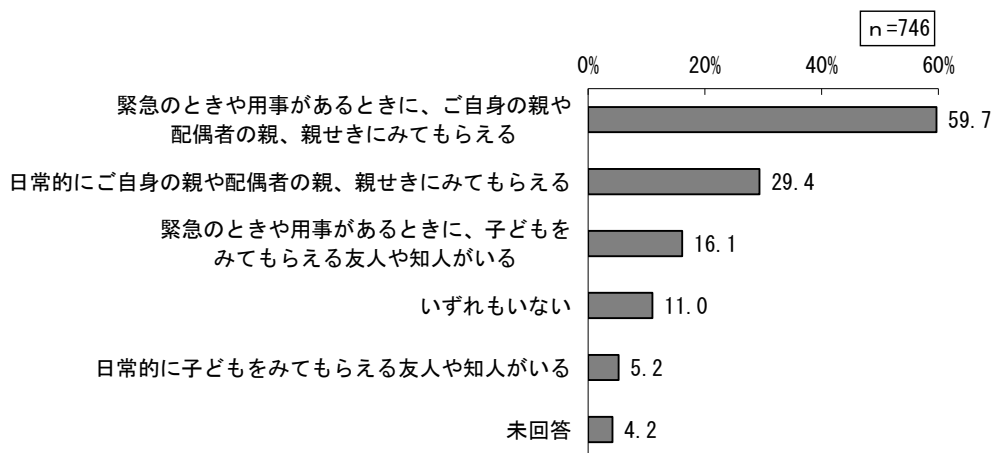
【小学生のいる世帯】 nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



【アンケートでみる「子どもの面倒をみてもらえる状況」】

- 就学前児童のいる世帯では、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」59.7%、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」29.4%と続いており、多くの家庭では子どもを緊急時もしくは日常的にみてもらえる状況です。「いずれもない」は11.0%です。

【就学前児童のいる世帯】 nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



- 小学生のいる世帯でも「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」43.0%が最も多く、多くの家庭では子どもを緊急時もしくは日常的にみてもらえる状況です。「いずれもない」は8.7%です。

【小学生のいる世帯】 上段は回答者数（人）、下段は比率（%）。網掛けは最も回答者数が多かった項目《複数回答》

	合計	日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる	緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人や知人がいる	緊急のときや用事があるときに、子どもをみてもらえる友人や知人がいる	いずれもない	未回答
全体	207	74	89	15	56	18	19
	100.0	35.7	43.0	7.2	27.1	8.7	9.2
1年生	37	11	14	1	9	4	5
	100.0	29.7	37.8	2.7	24.3	10.8	13.5
2年生	36	13	20	5	12	3	0
	100.0	36.1	55.6	13.9	33.3	8.3	0.0
3年生	32	15	17	5	12	2	1
	100.0	46.9	53.1	15.6	37.5	6.3	3.1
4年生	33	14	18	0	4	1	2
	100.0	42.4	54.5	0.0	12.1	3.0	6.1
5年生	34	11	11	2	14	4	2
	100.0	32.4	32.4	5.9	41.2	11.8	5.9
6年生	29	10	9	2	5	4	3
	100.0	34.5	31.0	6.9	17.2	13.8	10.3

②ひとり親世帯

- 平成 22～25 年度末の児童扶養手当の支給対象世帯数をみると、約 930～950 世帯です。
- 支給対象世帯のうち、全額支給世帯は約 6 割、一部支給世帯は 3 割前後です。全額停止世帯は 1 割未満となっています。

【児童扶養手当支給対象世帯数】単位：世帯

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童扶養手当 支給対象世帯数	930 (100.0%)	947 (100.0%)	952 (100.0%)	945 (100.0%)
うち全額支給	559 (60.1%)	581 (61.3%)	580 (60.9%)	593 (62.8%)
うち一部支給	307 (33.0%)	301 (31.8%)	303 (31.8%)	282 (29.8%)
うち全額停止	64 (6.9%)	65 (6.9%)	69 (7.3%)	70 (7.4%)

() 内は構成比 (各年度末現在) (こども未来課)

※児童扶養手当について

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。なお、所得により、全額支給、一部支給、全額停止の場合があります。

- 生活保護受給の母子世帯をみると、平成 22 年度末で 124 世帯、平成 25 年度では 130 世帯となっています。

【生活保護受給母子世帯数】単位：世帯

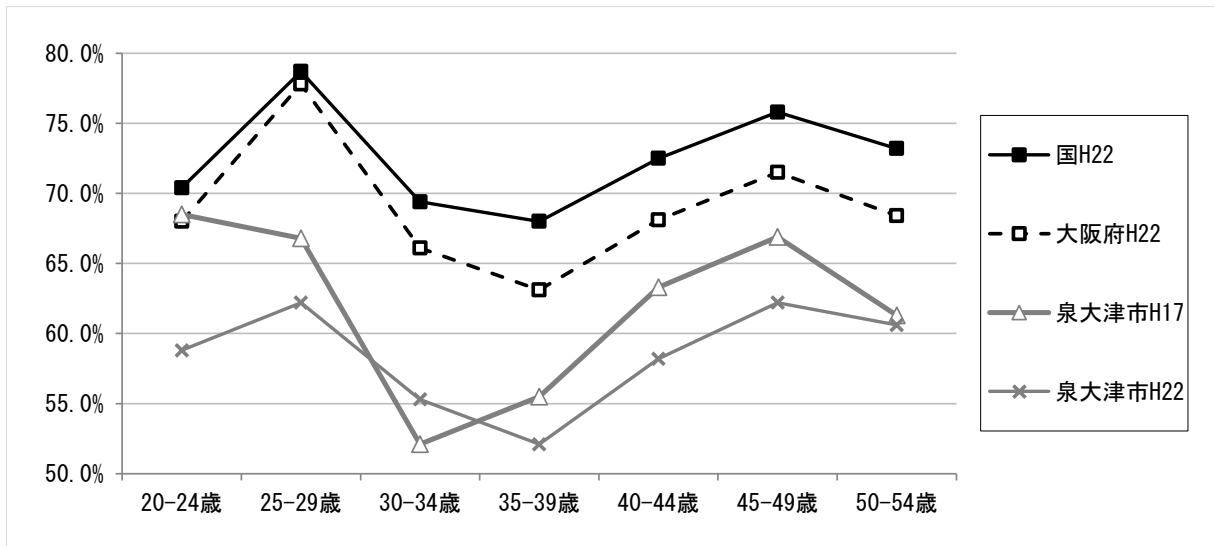
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活保護受給 母子世帯数	124	124	126	130

(各年度末現在) (生活福祉課)

③子育て家庭の就労状況

- 本市の女性の年齢階層別就業率をみると、20～29歳と45～49歳が比較的高く、その間の30～44歳で低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。
- 平成17年は最も低い年齢が30～34歳でしたが、平成22年は35～39歳が最も低くなっています。また、平成22年の方が30～34歳を除き、各年齢の就業率が低くなっています。
- 国及び大阪府と比べると、本市の就業率は全体的に低くなっています。
- アンケートや女性の年齢階層別就業率からは、出産と育児などのために離職し、子どもが大きくなった頃に再び働き始めるという傾向がみられます。

【女性の年齢階層別就業率】単位：％



(国勢調査)

【アンケートでみる「就学前児童の保護者の就労希望】】

- 現在は働いていない就学前児童の母親の就労希望は「1年より先で、子どもが大きくなったら就労したい」50.4%が最も多く、「すぐにでももしくは1年以内に希望」24.5%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」22.9%と続きます。

【保護者の就労希望】上段は回答者数（人）、下段は比率（%）。網掛けは最も回答者数が多かった項目

	合計	子育てや家事などに専念したい （働く予定はない）	1年より先、一番下の子どもが、●歳になったころに働きたい	すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい	未回答
母親	363 100.0	83 22.9	183 50.4	89 24.5	8 2.2

- 「1年より先で、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」と回答した母親のうち、0歳児の母親は「子どもが3歳になったら就労したい」が最も多く、1歳児以上の母親は「6歳以上」が最も多くなります。

3 教育・保育施設及びサービスの利用状況

①教育・保育の利用状況

- 本市の就学前児童は、平成 26 年 4 月現在で 3,879 人です。
- 市内の保育所・認定こども園の利用者は 1,305 人です。利用者割合をみると、0 歳児では 1 割半ば、1 歳児では 3 割半ば、2 歳児からは 4 割近くが利用しています。なお、この中で市外の利用者は 17 人です。
- 市民の幼稚園の利用者は、市内・市外を合わせて 1,163 人です。利用者割合をみると、3 歳児でほぼ 5 割、4～5 歳児では 6 割が利用しています。なお、市外の利用者は 3～5 歳合計でおよそ 300 人です。
- 本市では、3 歳児以上の 9 割が保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを利用しています。

【平成 26 年の教育・保育の利用状況】単位：人

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
就学前児童（4/1 現在）	593	645	646	689	638	668	3,879
保育所・認定こども園の利用者 （4/1 現在）	79	208	251	269	248	250	1,305
構成比	13.3%	32.2%	38.9%	39.0%	38.9%	37.4%	33.6%
幼稚園・認定こども園の利用者 （市内・市外合計）（5/1 現在）				351	391	421	1,163
構成比				50.9%	61.3%	63.0%	30.0%

注：各人数には市外利用者が含まれる

（こども未来課）

②保育所の利用状況

- 平成 26 年 4 月現在、市立保育所 6 か所（うち、1 か所は低年齢児（0～2 歳）専用保育所）、認可保育所（民間）5 か所が設置されています。近年の利用状況は下表のとおりです。
- なお、平成 26 年 4 月現在の待機児童数は 20 人です。

【保育所の利用者数】単位：人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 26 年 定員	平成 26 年 充足率
市立及び 認可保育所 (4/1 現在)	0 歳	47	70	74	58	57	107	53.3%
	1 歳	138	143	162	144	145	143	101.4%
	2 歳	156	177	161	181	170	173	98.3%
	3 歳	177	194	186	182	189	170	111.2%
	4 歳	179	185	198	188	187	182	102.7%
	5 歳	167	179	192	199	188	185	101.6%
	計	864	948	973	952	936	960	97.5%

※充足率は定員に対して利用者数の割合（定員と利用者数が同じ場合は 100%）（こども未来課）

- 上記のほか、認可外保育所 2 か所、泉大津市立病院内に院内保育（職員用）が設置されています。

③幼稚園の利用状況

- 本市では、平成 26 年 4 月現在、市立幼稚園 7 園が設置されています。近年の幼稚園の園児数は下表のとおりです。少子化も影響し、年々減少しています。
- 市外の幼稚園利用者もいますが、こちらも年々減少しています。

【幼稚園の利用者数】単位：人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 26 年 定員	平成 26 年 充足率
幼稚園 (5/1 現在)	3 歳	281	255	260	260	214	336	63.7%
	4 歳	360	346	313	311	250		
	5 歳	408	372	348	315	268	1,519	34.1%
	計	1,049	973	921	886	732		
市外の幼稚園 (5/1 現在)	3 歳	135	105	98	86	80		
	4 歳	140	136	107	97	79		
	5 歳	129	131	128	105	90		
	計	404	372	333	288	249		

※充足率は定員に対して利用者数の割合（定員と利用者数が同じ場合は 100%）（こども未来課）

④認定こども園の利用状況

- 平成 26 年 4 月現在、市立認定こども園 1 か所、民間認定こども園 2 か所が設置されています。近年の利用状況は下表のとおりです。
- 泉大津市立くすのき認定こども園は平成 26 年 4 月に開園しました。
- なお、平成 26 年 4 月現在の待機児童数は 19 人です。

【認定こども園の利用者数】単位：人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 26 年 定員	平成 26 年 充足率
認定こども園 (4/1 現在)	0 歳	16	16	17	19	22	28	78.6%
	1 歳	42	43	44	52	63	69	91.3%
	2 歳	55	49	46	55	81	80	101.3%
	3 歳	59	72	73	73	137	151	90.7%
	4 歳	63	74	68	72	123	154	79.9%
	5 歳	63	68	71	67	125	155	80.6%
	計	298	322	319	338	551	637	86.5%

※充足率は定員に対して利用者数の割合（定員と利用者数が同じ場合は 100%）（こども未来課）

⑤次世代育成支援・地域行動計画の目標達成度

- 本市では、平成 22 年度から、次世代育成支援・地域行動計画（後期計画）において定めた目標（13 事業）の達成に向けて取り組んできました。
- 計画値の目標達成時期は平成 26 年度末ですが、平成 25 年度末の状況は下表のとおりです。

【次世代育成支援・地域行動計画の目標達成度】

	事業項目		単位	現状値	計画値	実績	平成 25 年度末の達成度
				平成 21 年度	平成 26 年度	平成 25 年度末	
1	通常保育事業	定員	人	1,190	1,310	1,325	101.1%
2	延長保育事業		か所	13	13	13	100.0%
3	夜間保育事業		か所	0	0	0	—
4	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		か所	2	2	2	100.0%
5	休日保育事業		人	—	—	—	—
6	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会／仲よし学級）		か所	8	8	8	100.0%
7	病児・病後児保育事業	病児対応型	か所	—	—	—	—
		病後児対応型	か所	1	1	1	100.0%
		体調不良型	か所	1	2	2	100.0%
8	子育て短期支援事業（ショートステイ）		か所	5	5	5	100.0%
9	一時預かり事業		か所	2	3	3	100.0%
10	特定保育事業		か所	—	—	—	—
11	幼稚園の預かり保育事業		か所	8	8	8	100.0%
12	ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1	1	100.0%
13	地域子育て支援拠点事業	ひろば型	か所	2	3	3	100.0%
		センター型	か所	1	1	1	100.0%

（子ども未来課）

⑥子育て支援事業の利用状況

- 本市では、家庭での子育てを支援するため、一時預かりをはじめ、病気回復期の乳幼児を預かる病後時保育、親子で参加するおやこ広場（つどいの広場）などを実施しています。近年の利用状況は下表のとおりです。

【子育て支援事業の利用状況】単位：人、か所

事業名	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①一時預かり	延べ利用者数	—	1,151	1,441	1,392	1,304
②病後時保育	延べ利用者数	46	37	44	24	16
③マイ保育所(園)制度	登録者数	1	15	42	8	25
④地域子育て支援センター事業(たんぽぽ)	延べ利用者数	2,849	4,574	3,210	4,334	4,985
⑤おやこ広場(つどいの広場)事業	延べ利用者数	24,347	32,193	31,929	31,147	32,780
⑥ファミリー・サポート・センター事業(就学児を含む)	依頼会員数	343	357	378	399	407
	提供会員数	98	98	101	108	110
	両方会員数	97	101	102	103	110
⑦幼児・親子教室	延べ利用者数	1,807	1,808	1,855	1,681	1,798
⑧相談支援ファイル	延べ利用者数	—	15	2	2	2
⑨ショートステイ	延べ利用者数	—	9	14	4	5
⑩トワイライトステイ	延べ利用者数	0	0	0	0	0
⑪助産施設	延べ利用者数	24	26	12	17	15
⑫児童家庭相談	延べ利用者数	—	244	609	338	281
⑬赤ちゃんの駅	か所数	—	—	30	30	33

(こども未来課)

- 上記のほか、市立幼稚園では、学期中の始業前及び終業後、そして長期休業期間において、4歳児・5歳児の預かり保育を実施しています。
- 平成25年10月より、保護者の要望の高い3歳児の預かり保育を、上條幼稚園と条南幼稚園において試行し、平成26年6月から全園で実施しています。

⑦子育ての経済的負担の軽減

○ 平成 26 年度現在、本市で実施している助成等の制度は次のとおりです。

【助成等の状況（平成 26 年 7 月現在）】

名称	対象	平成 25 年度の状況	備考
子ども医療費助成事業	入院については 12 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日まで（小学 6 年生修了まで）、通院については 9 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日まで（小学 3 年生修了まで）	助成件数 84,764 件 助成額 146,422,756 円	平成 25 年 10 月に入院小 6 修了まで、通院小 2 修了まで拡大。 平成 26 年 7 月に通院小 3 修了まで拡大。
ひとり親家庭医療費助成事業	死別・離別などの理由で父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方及びその児童（児童は 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日まで）。受給要件、所得制限あり	助成件数 23,732 件 助成額 64,981,129 円	
児童手当等支給事業（国）	中学校卒業まで（15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人。	延児童数 132,431 人 扶助費（1,444,415,000 円）	
児童扶養手当支給事業（国）	ひとり親家庭の母、父又は養育者で、児童（18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの児童）を監護している人	新規申請件数（122 件） 実支出額（427,585,770 円）	「対象」欄以外にも受給資格要件あり
幼稚園の就園奨励	市立幼稚園認定要件該当世帯 私立幼稚園認定要件該当世帯	市立申請件数：109 件 市立認定件数：92 件 （減免額 7,320,450 円） 私立申請件数：75 件 私立認定件数：26 件 （補助額 1,413,000 円）	認定要件該当世帯は、市立幼稚園では生活保護世帯、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税世帯。 私立幼稚園では、生活保護世帯、当該年度に納付すべき市民税が非課税世帯、所得割課税額が非課税世帯、市民税所得割課税額が年額 1 万円以下の世帯。
小・中学校の就学援助	小・中学校認定要件（A 認定及び B 認定）該当世帯	小学校 認定件数：803 件 （支給額：46,315,934 円） 中学校 認定件数：476 件 （支給額：21,949,834 円）	認定要件（A 認定及び B 認定）該当世帯は、A 認定はいわゆる国基準。B 認定は家賃・所得基準。

（こども未来課）

⑧小学校及び仲よし学級の状況

- 平成 26 年度現在、本市では 8 つの市立小学校があり、近年の児童数は、少子化の影響により、緩やかに減少しています。
- 特別支援学級は各小学校に設置されています。

【小学校児童数（各年 5 月 1 日現在）】単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 年	857	758	718	716	659
2 年	810	849	751	700	698
3 年	852	808	833	739	676
4 年	922	858	809	816	729
5 年	947	910	850	803	812
6 年	910	934	915	846	802
特別支援学級児童数	170	177	188	185	210
計	5,468	5,294	5,064	4,805	4,586

(教育委員会)

- 本市では放課後の児童の健全育成を図るため、保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間、家庭において適切な育成を受けられない小学 1 年生から 3 年生を対象として、平日、土曜日、学校の長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）に、全 8 小学校で留守家庭児童会（仲よし学級）を実施しています。

【仲よし学級の利用状況（平成 26 年 5 月現在）】単位：人

		1 年生	2 年生	3 年生
戒小学校	児童数	82	79	78
	登録者数又は利用者数	23	18	18
	登録率又は利用率	28%	23%	23%
旭小学校	児童数	104	97	110
	登録者数又は利用者数	33	35	23
	登録率又は利用率	32%	36%	21%
穴師小学校	児童数	82	75	78
	登録者数又は利用者数	26	22	9
	登録率又は利用率	32%	30%	12%
上條小学校	児童数	103	113	100
	登録者数又は利用者数	38	25	20
	登録率又は利用率	37%	22%	20%
浜小学校	児童数	65	71	77
	登録者数又は利用者数	21	25	16
	登録率又は利用率	32%	35%	21%

		1年生	2年生	3年生
条東小学校	児童数	67	69	66
	登録者数又は利用者数	24	15	14
	登録率又は利用率	36%	22%	21%
条南小学校	児童数	94	107	95
	登録者数又は利用者数	40	27	20
	登録率又は利用率	43%	25%	21%
楠小学校	児童数	92	117	116
	登録者数又は利用者数	34	32	29
	登録率又は利用率	37%	27%	25%
合計	児童数	689	728	720
	登録者数又は利用者数	239	199	149
	登録率又は利用率	35%	27%	21%

(教育委員会)

4 子育てに関する実態と意向

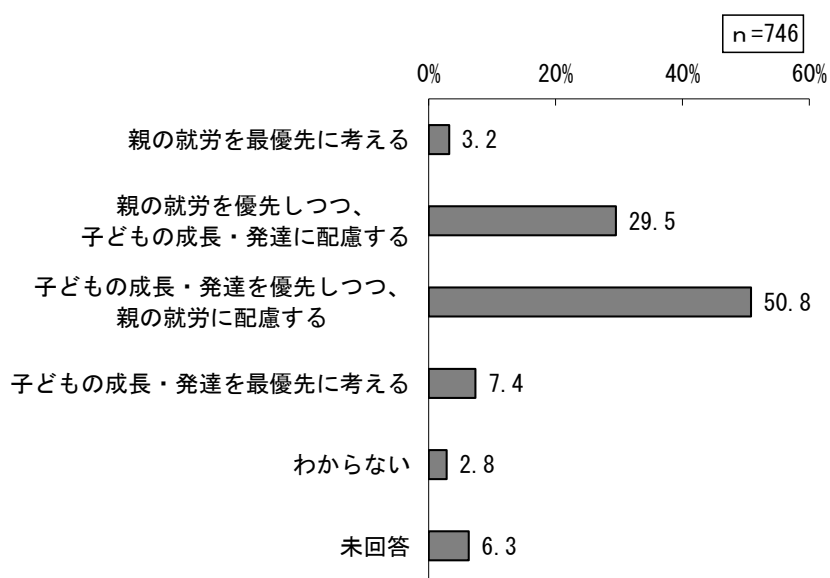
- アンケートから、保護者の子育てに関する実態と意向を把握しました。これらは、今後の子どもの育ちと子育て支援におけるキーワードになると考えられます。

①市の子育て支援の基本的な考え方

- 市の子育て支援の充実に向けた基本的な考え方を示したところ、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」への回答が5割前後と最も多くなりました。
- また、この割合に「子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実する」への回答を【合わせる】と、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに6割前後を占めています。
- この結果から、保護者の半数以上は、子どもの成長と発達をまずは優先することを望み、その上で子育て支援の充実を期待しているといえます。

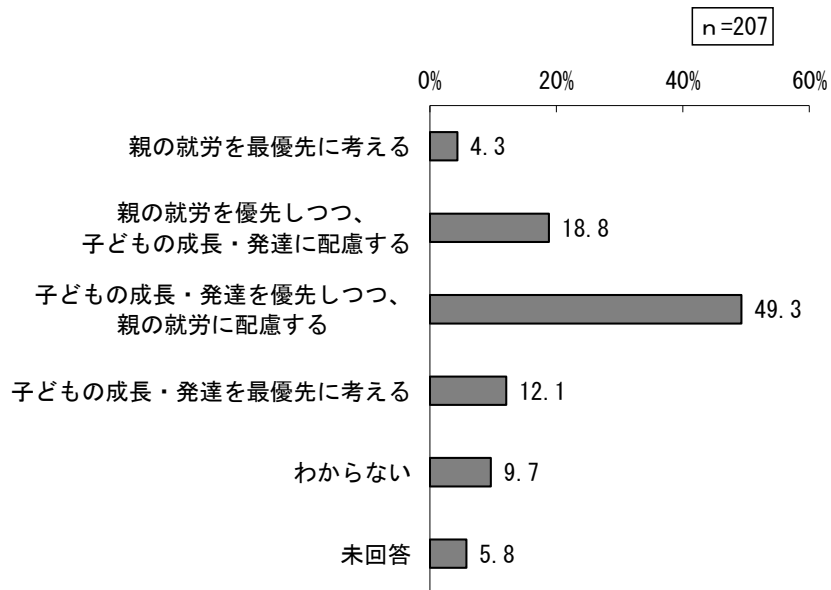
【就学前児童のいる世帯が希望する子育て支援の考え方】

nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）



【小学生のいる世帯が希望する子育て支援の考え方】

nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）



②子育てと仕事の関係

(育児休業取得の実態)

- 出生時に育児休業を取得した割合は、就学前児童の母親 24.4%に対し、父親は 4.7%と大きく下回ります。
- 父親の育児休業を取らずに働いた理由は、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」32.7%が最も多いことから、配偶者を含め周囲に子どもを見る人がいたので育児休業を取らずに働いたと考えられます。
- 一方、母親が育児休業を取らずに働いた理由は、「収入減となり、経済的に苦しくなる」44.4%が最も多く、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業の制度がなかった」22.2%と続き、経済的なことが大きな理由となっています。
- その反面、母親が育児休業を取らずに離職した理由は、「子育てや家事に専念するため」に離職した割合が 49.4%と最も多いほか、「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」23.5%という、仕事が続けられなかった実態もうかがえます。
- 夫婦の働き方や生活への価値観が多様になっている中で、父親でも母親でも家事専業で子育てをすること、あるいは働きながら子育てをすることなどを選択できる環境づくりが必要になります。

【育児休業取得の有無（就学前児童）】上段は回答者数（人）、下段は比率（%）。網掛けは最も回答者数が多かった項目

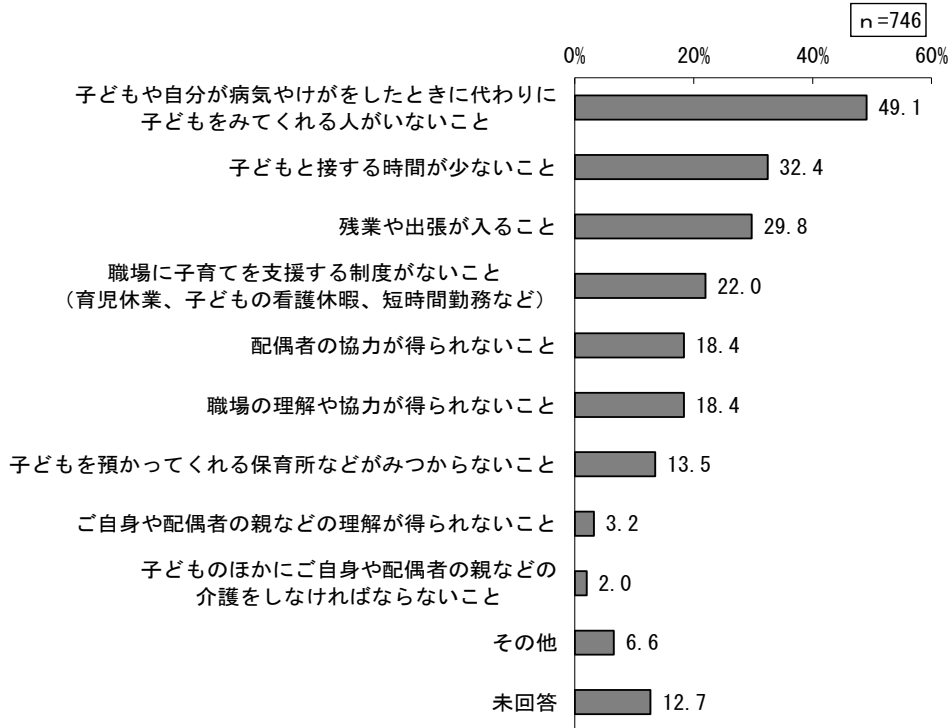
	合計	働いていなかった	育児休業を取った、あるいは、今取っている	育児休業を取らずに働いた	育児休業を取らずに離職した	未回答
母親	746 100.0	417 55.9	182 24.4	18 2.4	81 10.9	48 6.4
父親	746 100.0	5 0.7	35 4.7	551 73.9	2 0.3	153 20.5

(仕事と子育てを両立させる上での課題)

- 仕事と子育てを両立させる上での課題は、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみってくれる人がいないこと」が最も多く、「子どもと接する時間が少ないこと」などが続きます。
- こうした課題解決のために、子育てサービスの充実とともに、“仕事優先”の風潮を社会全体で変えていく取り組みも必要といえます。

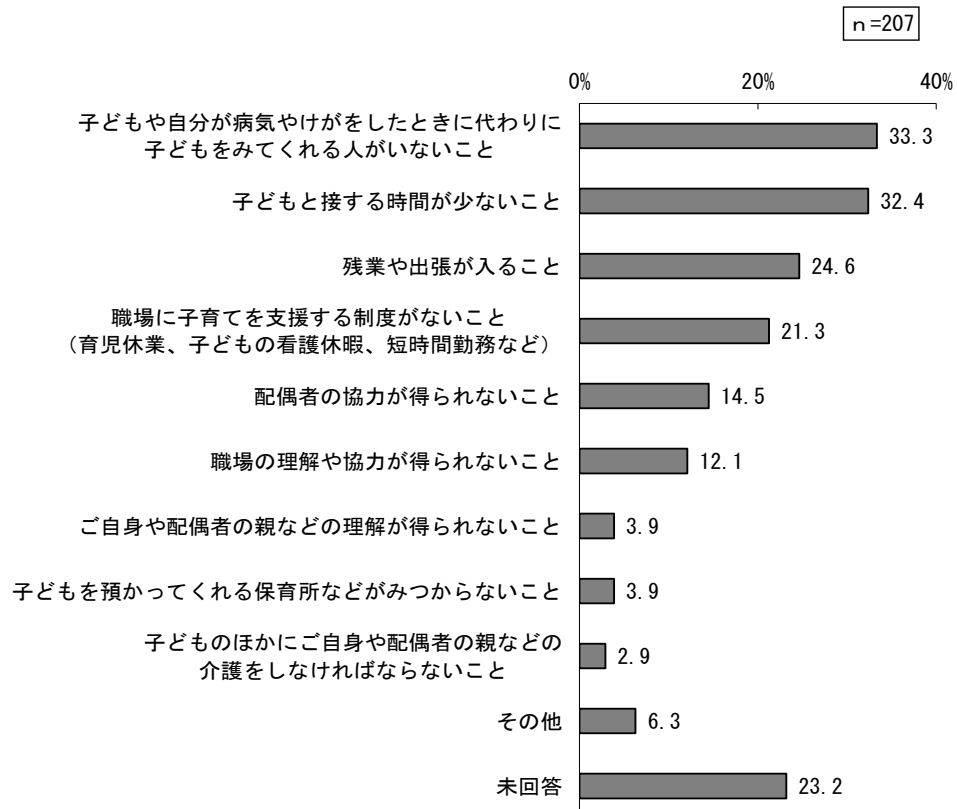
【就学前児童のいる世帯が考える仕事と子育てを両立させるための課題】

nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



【小学生のいる世帯が考える仕事と子育てを両立させるための課題】

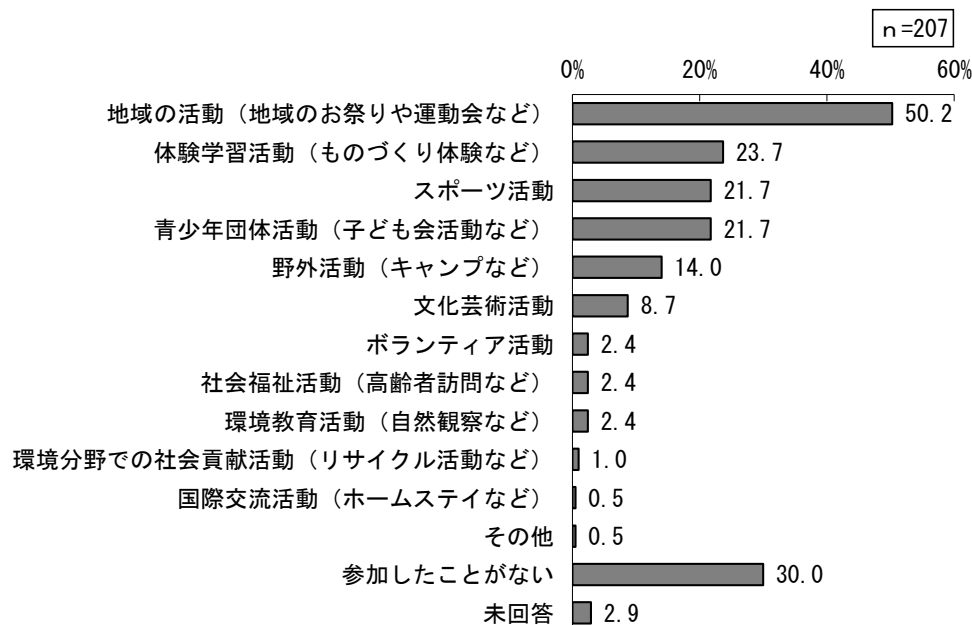
nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



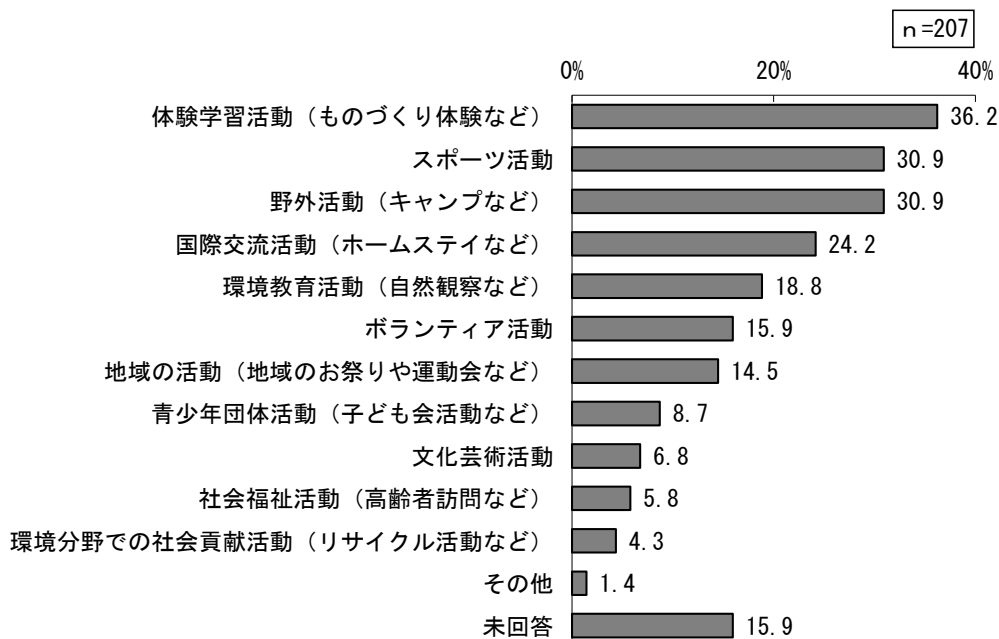
③子どもと地域との関係

- 子どもの地域活動への参加状況は、「地域の活動（地域のお祭りや運動会など）」50.2%が最も多くなっています。一方、「参加したことがない」が30.0%と続きます。
- 子どもに参加させたい地域活動は、「体験学習活動（ものづくり体験など）」36.2%、「スポーツ活動」「野外活動（キャンプなど）」各30.9%を上位に挙げています。
- 少子化が進む中で、また、隣近所との人間関係が希薄化しているといわれる今日の社会において、様々な交流のできる地域活動に参加し、地域との関係をより深めることは、子どもの心身の成長・発達と、事故や事件から守ることによって大きなメリットがあります。

【小学生の地域活動への参加状況】 nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



【小学生に参加させたい地域活動】 nは回答者数（人）。各項目数値は回答者の構成比（%）《複数回答》



5 子ども・子育て支援新制度の概要

①子ども・子育て支援新制度の目的

- 子ども・子育て支援新制度とは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度のことで、平成27年度（平成27年4月）から施行します（新制度スタート）。
- 新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取り組みです。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記の2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行（新制度スタート）

②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

- 市町村は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

【子ども・子育て支援給付（3つの給付）】

種類	対象事業
(ア) 施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※ (ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法第19条）

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

【地域子ども・子育て支援事業（13事業）】

① 利用者支援に関する事業	⑧ 一時預かり事業
② 地域子育て支援拠点事業	⑨ 延長保育事業
③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	⑩ 病児保育事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑪ 放課後児童健全育成事業
⑤ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 子育て短期支援事業	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 (就学児対象のファミリー・サポート・センター)	

③子ども・子育て支援事業計画（市町村計画）の記載事項

- 事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）
- なお、本計画では、「必須記載事項」と「任意記載事項」ともに定めます。

【必須記載事項】

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

【任意記載事項】

項目	内容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

6 本市の子ども・子育て支援の方向性

- 子どもと子育て家庭を取り巻く現状、子育てに関する保護者の意向、子ども・子育て会議での協議から、本市の子ども・子育て支援の方向性を次のようにまとめます。

(1) 「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」を基本に、すべての支援を進めていくこと

- 保護者は、子どもの成長と発達を何よりも優先し、その上で子育て支援の充実を図ることを期待しています。子ども・子育て会議においても、子育てにかかる施策の基本は「子どもの最善の利益を守る」「すべての子どもに良質な環境」「子ども目線」を重視することを共通認識としています。
- 保護者や子ども・子育て会議のこうした考え方は、「すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはならない」という国の考え方と同じであり、これを「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」といいます。
- 近年、児童虐待、いじめ、インターネット上のトラブルなども全国的に増えてきており、子どもの視点に立った支援や対応がこれまで以上に求められるケースも増えています。
- こうした全国的な状況も踏まえ、本市においては、子育てにかかるすべての施策の基本に「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方を置き、子どもが自ら成長する権利を守り、それを保障する地域社会の形成に向けて、市全体で取り組んでいくことが重要になります。

(2) 仕事と子育ての両立支援を含め、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを進めていくこと

- 本市は、国や大阪府と比較して子育て世代の割合や合計特殊出生率も高い市ですが、子どもを産み育てる年齢層の減少などの要因によって少子化が徐々に進んでいます。
- また、結婚した後の夫婦の働き方の変化、子育てや教育にかかる費用の負担感、住環境などといった様々な要因が絡み合い、その結果として子どもを産まない選択をするケースが増えているとも考えられます。
- アンケートからは、「父親は、子どもと一緒に過ごす時間(が少ないこと)にやや不満」「母親が、自身の意志ではなく、離職するケースがある」「父親が育児休業を取得するケースが少ない」「子どもや自分が病気やけがのときに子どもをみてくれる人がいない」といった意識や両立支援が必要である実態がわかりました。
- 結婚や出産は個人の意志を尊重すべき領域ですが、その一方で、子どもを産み育てることを希望しながらもそれが阻害される社会的な要因は改善する必要があります。そのた

め、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援法への円滑な移行を図り、地域内の多様な連携を基盤に市民の期待に応えるサービスや支援の「量」と「質」の両方を、より一層、充実していくことが重要になります。

- また、子育て家庭にみられる悩みや個々に抱える様々な事情を制度やサービスだけで改善することはできないことから、父親の子育て参加や子育てしやすい働き方の機運を高めることなど、安心して子育てのできるまちづくりを市全体で取り組んでいくことも重要になります。
- なお、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）」において、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを構築しようとしています。

(3) 地域全体で、子どもと子育て家庭を応援する取り組みを進めていくこと

- 子どもは、成長する過程において様々な状況や環境に身を置くことになります。子どもを取り巻く時々の状況や環境の変化を見逃さないよう、隣近所、医療機関、地域の支援員や団体、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校などの周囲の目が「鍵」になります。
- 子ども・子育て会議では、「アンケートに表れないような保護者の不安や実態も考慮する必要がある」「最も支援を必要とする障がい児のことを考えていくことが、すべての子どもたちの教育・保育の質を高めることにつながる」「親の就労に関係なく、すべての障がい児を支援する仕組みを確立するべき」といった意見が挙がっています。
- アンケートでは、地域活動に積極的に参加させたい保護者の希望もうかがうことができました。本市の社会資源を活かしながら、子どもと地域との関わりをより深めていくことが本市独自の子育て・子育て環境を形成することにもつながります。
- これからの子育て環境を向上させるには、行政の取り組みだけでは実現できません。すべての子どもが本市の次代を担う人財（注：人を地域の財産と考える造語）であるという共通認識を広め、子どもと子育て家庭を取り巻く周囲の人々の関心を高めるとともに、専門性の高い関係機関同士の連携を進めるなど、地域全体ですべての子どもと子育て家庭を応援する取り組みが今後ますます重要になります。
- また、行政とNPO（民間非営利団体）や企業が協力関係を結び、民間の力を活用することにより子育て世帯の転入を促すことができた事例などを参考に新たな事業を構築する視点も求められています。

第3章 計画の基本方針

1 子育て・子育て安心ビジョン（子どもの育ちと子育て支援にかかる基本理念）

- 本市ではこれまで、子どもを「次代を担う社会の宝」と位置づけた上で、子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長し、「泉大津市で子育てをして良かった」と、8万人の市民みんなでほほえみあえるまちづくりを進めてきました。
- この考え方は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。
- 本計画では、これまでの取り組みと子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、少子化が予想される本市において、次代を担う子どもの育ちと子育て支援を進める基本理念（基本となる考え方）を次のとおり定めます。

【基本理念】

—「笑顔で育ち育てられるまち」を目指して—

すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津

本市の総合計画における子ども・子育て支援分野の目標である「笑顔で育ち育てられるまち」を目指し、次代を切り拓くたくましい心豊かな子どもが育つように家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係機関、地域そして行政が一体となって、子育てに取り組み、応援することを基本理念とします。

2 計画の視点と基本目標

- 本市の子どもの育ちと子育て支援の方向性を踏まえつつ、理念を実現するための計画推進にあたり、3つの視点と4つの基本目標を設定します。

【視点1】子どもの育ちを支える

- 子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、つねに子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。
- 本市の社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを促す環境の向上をより積極的に推進します。

● 目標1 「子どもの権利」を最優先する社会の推進

● 目標2 子どもの成長と自立を促す環境の充実

【視点2】子育て家庭を地域全体で応援する

- 就労形態の多様化や核家族化が一層進行する本市においては、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を社会全体で構築します。
- 親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することを目指す意識の醸成を図ります。
- 行政中心の従来の手法に捉われず、NPO（民間非営利団体）や企業など民間の力を活かす制度設計を検討するなど、柔軟かつ大胆な少子化対策を積極的に推進します。

● 目標3 安心して出産と子育てのできる環境の充実

【視点3】すべての子育て家庭を支える

- すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力と連携を図り、継続的に親子を見守り、支えていく取り組みの充実を図ります。

● 目標4 すべての子どもと家庭を支える環境の充実

3 施策体系

理念	視点		基本目標	基本施策
<p>すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津</p> <p>—「笑顔で育ち育てられるまち」を目指して—</p>	<p>子どもの育ちを支える</p>	<p>目標 1</p>	<p>「子どもの権利」を最優先する社会の推進</p>	<p>1-1 「子どもの人権」を守るまちづくりの推進</p> <p>1-2 「子どもの権利」の侵害防止の推進</p>
		<p>目標 2</p>	<p>子どもの成長と自立を促す環境の充実</p>	<p>2-1 就学前教育・保育の質の向上</p> <p>2-2 子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実</p> <p>2-3 地域全体での青少年健全育成の推進</p>
	<p>子育て家庭を地域全体で応援する</p>	<p>目標 3</p>	<p>安心して出産と子育てのできる環境の充実</p>	<p>3-1 周産期及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進</p> <p>3-2 身近な地域での子育て支援の充実</p> <p>3-3 働きながら子育てする人の支援の充実</p> <p>3-4 男女が共同して取り組む子育ての推進</p> <p>3-5 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実</p>
<p>すべての子育て家庭を支える</p>	<p>目標 4</p>	<p>すべての子どもと家庭を支える環境の充実</p>	<p>4-1 ひとり親家庭の自立支援の充実</p> <p>4-2 障がい児及び発達障がいの子どものへの支援の充実</p>	

第4章 推進施策

目標1 「子どもの権利」を最優先する社会の推進

1-1 「子どもの人権」を守るまちづくりの推進

● 主な取り組みと今後の課題

- 幼・認・小・中学校において、人権啓発冊子「じんけん」の共同制作を行っています。人権教育担当者への定例研修や、保・幼・認・小・中学校の合同人権教育の研修又は、にんじんサロンにおける研修など、「子どもの人権」意識を高める情報発信と職員の意識向上に努めています。
- 中学校区にスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施しています。また、不登校児童生徒への家庭教育支援サポーター・学生ボランティア派遣や適応指導教室の開室を行っています。
- アンケートでは、子育て支援の考え方について、就学前児童、小学生をもつ家庭・保護者ともに「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」との回答が最も多く、子どもの成長と発達を何よりも優先し、その上で子育て支援の充実を図ることを期待しています。
- 今後の課題としては、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の一層の普及を図るとともに、本市に多い核家族世帯における子育ての不安や、特に母親の孤立感を解消するための相談支援体制の充実が必要となります。

● 施策の方向性

- ① 「子どもの人権」に関する市民意識の啓発
- ② 「子どもの権利」を守る相談支援の充実

● 推進施策

①「子どもの人権」に関する市民意識の啓発

主な施策・事業	所管	概要
「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」の推進	人権市民協働課	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」を推進し、差別のない、明るい、住みよいまちを目指します。
「子どもの人権」に関する市民意識の向上	人権市民協働課 指導課	<p>「子どもの権利条約」の趣旨、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の理解促進を図る広報・啓発活動を実施します。</p> <p>家庭や地域で「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」を実践するための事例集などを作成し、この考えの普及を図ります。</p>
教育・保育における「子どもの人権」に関する意識啓発	人権市民協働課 こども未来課 指導課	<p>教育・保育の場において、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育及び保育の実践、教職員等の研修による資質向上を図ります。</p> <p>男女共同参画社会の理念に基づき、男女共同参画の認識をもって子どもたちを取り巻く環境の整備、保育・授業での指導・援助に取り組みます。</p>
人権教育推進事業	人権市民協働課 こども未来課 指導課	<p>保・幼・認・小・中学校において人権教育啓発図書、ビデオ教材などを通して、幼児、児童生徒、保護者の豊かな人権感覚を育む教育・指導を行います。</p> <p>市内3中学校での、職場体験や保育実習、部活動交流を実施します。また、異年齢児とのふれあいを中心にした活動の推進、児童生徒と乳幼児との交流機会の充実、性教育・家庭科教育を推進します。</p>

②「子どもの権利」を守る相談支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
子どもの権利を守る相談体制機能の充実	人権市民協働課 こども未来課 健康推進課	地域子育て支援センターにおける相談・指導体制の充実、保健センターにおける育児相談の充実、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援体制機能の充実に努めます。
スクールカウンセラー配置事業の推進	指導課	中学校区でスクールカウンセラーによる教育相談と個々に応じた適切な指導を継続するとともに、事例を教員研修に活用します。

1-2 「子どもの権利」の侵害防止の推進

● 主な取り組みと今後の課題

- 市内の児童虐待対応件数は年間 100 件を超え、相談件数は増加傾向にあります。
- 虐待事案の早期発見・早期対応に向けては、泉大津市要保護児童対策地域協議会「児童虐待防止ネットワーク部会（愛称：capiro）」・「周産期虐待予防ネットワーク部会」を中心に関係機関の連携強化・見守り体制の強化を図っています。
- 今後は、子どもの人権を脅かす様々な問題（児童虐待、いじめ、インターネット上のトラブルなど）に対し、関係機関の一層の連携強化と、家庭や保・幼・認・小・中学校においての早期の発見と対応への取り組みが重要になります。

● 施策の方向性

- ①児童虐待の未然予防と早期対応

● 推進施策

①児童虐待の未然予防と早期対応

主な施策・事業	所管	概要
泉大津市要保護児童対策地域協議会の推進	こども未来課 健康推進課 指導課	総合的・組織的な対応を引き続き推進するため、地域住民やNPOなど地域に根ざした組織・団体のネットワークを強化し、関係機関の連携と見守り機能の強化を図ります。 虐待相談ホットラインを継続し、虐待の早期発見に努めます。
虐待の未然予防に向けた啓発の推進	こども未来課 健康推進課 指導課	虐待を発見した場合の通報義務などについて、地域住民に向けた啓発を実施します。
教職員・保育士等に対する研修の充実	こども未来課 指導課	虐待の早期発見に結びつくよう、教職員・保育士等に対する研修の充実を図ります。

目標 2 子どもの成長と自立を促す環境の充実

2-1 就学前教育・保育の質の向上

● 主な取り組みと今後の課題

- 本市では、多様化し、増加する保育ニーズに応えるため、サービスの「量」の確保に取り組み、着実な成果を上げてきました。
- 保育所・幼稚園・認定こども園、全てを就学前教育ととらえ、教育内容の「質」を確保・向上するために、各施設での年間計画の策定、自己評価の実施、保護者意見の定期的な把握、職員研修、地域との交流などに努めています。
- 幼稚園と保育所の行事交流や職員交流による幼保連携、保・幼・認・小・中学校同士の指導や特別支援教育での連携、地域教育協議会（すこやかネット）活動としての連携強化などに、市立・民間の垣根を越えて取り組んでいます。
- 平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援法においても、サービスの「量」と「質」の確保が定められています。今後も、保育所、幼稚園、認定こども園、全てにおいて高い水準の「教育・保育」が受けられるような取り組みが重要になっています。

● 施策の方向性

- ① 特定教育・保育施設運営の充実・支援
- ② 教育・保育の一体的提供の推進

● 推進施策

① 特定教育・保育施設運営の充実・支援

主な施策・事業	所管	概要
特定教育・保育施設の提供体制の確保	こども未来課	関係機関と連携して教育・保育提供区域毎の各年度の見込みを充足する提供体制を構築し、待機児童解消と身近な場所での子育て環境の向上を図ります。
地域型保育事業認可に係る需給調整の実施	こども未来課	教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。 (児童福祉法第34条の15第5項)そのため、地域型保育事業の認可申請のある場合は、法に則して、本計画に定める教育・保育提供区域の必要利用定員総数(量の見込み)に基づき、需給調整を行うものとします。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める必要利用定員総数にすでに達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって必要利用定員総数を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがある。)
保育所・幼稚園・認定こども園の人材育成	こども未来課 指導課	保育サービスの多様化、地域における保育所・幼稚園・認定こども園機能の充実に対応できるよう保育士や幼稚園教諭への研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。
保育所等の運営に対する支援	こども未来課	待機児童の解消をはじめ、乳児保育、障がい児保育、一時預かりなど多様な保育サービスの充実を図るため、民間保育所等への運営支援に努めます。
豊かな感性や創造力を育む教育・保育の充実	こども未来課 指導課	一人ひとりの子どもの発達段階に即応した指導・援助に努め、豊かな感性や創造力を育む教育・保育内容の充実を図ります。 自然体験や交流活動を取り入れ、地域行事を活用し、地域特性を生かした特色ある就学前教育を

主な施策・事業	所管	概要
		推進します。
認可外保育所職員の健康管理	こども未来課	認可外保育施設の職員について「認可外保育施設従事職員健康診断受診助成金」により健康保持・増進を図ります。
特定教育・保育施設の質の向上	こども未来課	職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修等の充実、運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援、定期的な情報交換の実施、苦情処理委員会の設置、府と連携した監査の実施、在日外国人及び帰国者の乳幼児の受け入れ体制の充実など。

②教育・保育の一体的提供の推進

主な施策・事業	所管	概要
認定こども園の設置推進	こども未来課 指導課	<p>就学前の教育・保育を一体として捉えた認定こども園の設置を推進します。</p> <p>認定こども園の開園整備にあたり、幼稚園・保育所の職員交流の充実を図り、0～5歳児の教育・保育に精通した職員の育成を図ります。</p>
保育所・幼稚園・認定こども園交流事業の推進	こども未来課 指導課	<p>保育所・幼稚園・認定こども園の子どもたちの交流、教職員の合同研修、子育て支援事業の連携など、幼稚園と保育所の連携を強化し、教育・保育内容の充実を図ります。</p>
校種間連携強化事業の推進	こども未来課 指導課	<p>おづみんプロジェクト（教育コミュニティ推進計画）に基づき、保・幼・認・小・中・高校・大学との連携強化を図ります。</p>
より良い事業の提供方策の実施	こども未来課	<p>乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。</p>

2-2 子どもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実

● 主な取り組みと今後の課題

- 公立小・中学校においては、泉大津市教育推進プランに基づき、一人ひとりに応じた指導、授業の工夫・改善、生活指導の領域で保・幼・認・小・中学校の連携を推進しています。また、保・幼・認・小・中学校においてALT（外国人英語指導助手）による国際理解教育の授業を行っています。
- 本市では、中学校区ごとに地域教育協議会（すこやかネット）を設置し、それぞれの校区単位に協議会を核とした地域交流、子育て支援、安全・挨拶運動、多様な体験活動などを展開しています。また、ジュニア・リーダー養成の「ひよこの学校」を開校し、自然や文化に親しむ機会や多様な交流の場を設けています。
- 小学3年生の職場見学をはじめ、すべての中学校区においてキャリア教育全体計画を作成するなど、学齢期を通じて自分の進路を選択する力の育成に積極的に取り組んでいます。
- 学校運営には学校協議員制度を導入し、開かれた学校運営に努めています。また、各施設・設備の改修、耐震化、更新などを計画的に進めています。
- 全国的に思春期の問題が深刻化する中、学校教育を通じた正しい知識の普及や指導、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育支援センター専門相談員などの専門家による相談を行っています。
- 今後は、少子化が進む中で、「知」「徳」「体」のバランスのとれた次代を担う人財（注：人を地域の財産と考える造語）が育つ環境づくりを、中学校区単位の保・幼・認・小・中学校の一層の連携を図りながら、地域と一緒に進めることが重要になります。

● 施策の方向性

- ①社会をたくましく生き抜く力を育む教育の推進
- ②思春期保健の充実
- ③指導体制の充実と教育環境の整備

推進施策

① 社会をたくましく生き抜く力を育む教育の推進

主な施策・事業	所管	概要
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携強化	こども未来課 指導課	就学前教育と小学校教育との連続性及び教育内容の体系化を目指し、大学及び専門機関と連携し、保・幼・認・小学校の教員が合同で小学校教育につながる指導方法の研究と、体系化したプログラムの開発を行います。
総合的教育力活性化事業の推進	地域経済課 人権市民協働課 指導課 生涯学習課	中学校区内の学校、PTA、自治会、地域産業団体、子ども会、青少年指導員等各種関係者による地域教育協議会（すこやかネット）を中心に、学校・家庭・地域の連携と協働による活動を展開します。
学力向上推進事業の推進	指導課	<p>泉大津市教育推進プランに基づき、各学校において現状の分析を行い、個に応じた指導を充実する体制強化、授業方法の工夫改善や授業研究、学習基盤としての生活指導などの充実を推進します。</p> <p>小学校の低・中学年での学習内容の到達度を把握し、結果を分析・考察することで、学力向上の手立てを示すとともに、学習でのつまずきに対する効果的な支援を行います。</p>
国際理解教育推進事業	指導課	ALT（外国人英語指導助手）、教育支援センターの英語指導員を活用し、保・幼・認・小・中学校を通じた英語でのコミュニケーション能力の向上、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う教育を推進します。
交流教育の推進	指導課	<p>教職員の障がいに関する知識と指導力の向上に努めます。</p> <p>特別支援学級在籍児童が、希望に応じて通常学級での学習を行うことのできる指導体制の強化を図ります。</p>

主な施策・事業	所管	概要
在日外国人及び帰国者の児童生徒に対する指導の充実	こども未来課 指導課	保育所、幼稚園、認定こども園、学校生活や就学・進路選択のための支援の充実を図ります。
地域間交流の推進	指導課	小・中学校において、各地域の文化に触れ、昔遊びなどを通じて、本市への郷土愛や愛着を深める活動を推進します。

②思春期保健の充実

主な施策・事業	所管	概要
学校保健事業 (健康診断等の実施)	教育総務課 指導課	学校での各種健康診断などの機会を通じて、病気の予防や早期発見、小児生活習慣病への対応・指導を行います。 「保健だより」などにより啓発活動を実施します。
相談体制の充実	指導課	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター専門相談員等の活用と連携を進め、問題解決に取り組むための相談体制の強化を図ります。
性情報に対する学習機会の充実	指導課	保健体育の授業や、養護教諭による性教育の推進を図ります。
飲酒・喫煙・薬物利用に対する教育の充実	指導課	関係機関との連携を図りながら、学校教育を通じて、心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を充実します。

③指導体制の充実と教育環境の整備

主な施策・事業	所管	概要
生徒(生活)指導推進事業の推進	指導課	生徒指導主事、こども支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの良さを踏まえた生徒指導を実施します。 小中学校生活指導研究協議会の毎月実施、小中学校合同研修会を実施します。
良好な教育環境の整備	こども未来課 教育総務課	より良い教育環境の整備に向けて、年次的に施設の改修、設備等の更新を図ります。

2-3 地域全体での青少年健全育成の推進

● 主な取り組みと今後の課題

- 子どもが遊びやスポーツを通じて、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、小学校においては、サッカー、ドッジボール、昔遊び（竹細工、あやとり等）、工作、手芸などをボランティアが中心となって定期的に教えています。
- 各スポーツ少年団が週 2～3 回程度の活動（練習・試合）を行い、年 1 回運動適正テストを実施しています。また、市子ども会指導者協議会行事として、駅伝・ソフトボール大会・キックボール大会・オセロ大会などを開催しています。
- 子どもの健全育成に資することを目的として、幼児や児童の安全な居場所づくりを確保するために、小学校の校庭開放事業を実施しています。また、開放における円滑な運営と安全性を高めるため、地域住民による校庭開放管理指導員を設置しています。
- 「親意識」の醸成を図るため、3 中学校で異年齢児とのふれあい活動、地区福祉委員会を中心にした子育てサロン、各地区での世代間交流を実施しています。
- 府及び関係機関と協力し、10 代の就職困難者に対するインターンシップ制度の活用、就労相談、職業能力開発支援を実施しています。また、男性の育児休業・介護休業取得に向けた事業主への働きかけを行っています。
- 今後は、少子化が進む中で、様々な交流や体験をする場を広げ、心身の健全な成長を促す地域活動の充実が、より重要になってきます。

● 施策の方向性

- ①一人ひとりの自立支援の充実
- ②多様な地域活動・体験活動の充実
- ③若者の就労支援対策の充実
- ④社会環境の向上

● 推進施策

①一人ひとりの自立支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
適応指導教室の充実	指導課	学生ボランティアと協力し、不登校児童生徒の自信や自尊感情を回復し、学校復帰を目指します。
ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備	こども未来課 指導課 生涯学習課	府保健所の専門相談や子ども家庭センターと連携し、専門相談員を中心とする相談支援体制の充実を図ります。

②多様な地域活動・体験活動の充実

主な施策・事業	所管	概要
地域における体験・交流・学習活動の充実	生涯学習課 (社会教育施設)	社会教育施設を拠点とした学習及びスポーツ活動や体験活動の充実を通じて、子どもの居場所づくりや世代間交流による子どもの健全育成に努めます。
各年齢層が触れあえる機会や場づくり	人権市民協働課 高齢介護課 こども未来課 教育総務課 生涯学習課	各地区の様々な団体と協力し、全市的に各年齢層が関わりを持てる場を創出します。
安全な遊び場の確保	環境課 生涯学習課	各公園遊具の日常点検を実施し、危険遊具の修理及び撤去を行い、遊具使用に対する安全に努めます。 幼児や児童の安全な居場所づくりを確保するため、小学校校庭の開放において、地域住民による校庭開放管理指導員を設置し、円滑な運営に努めます。
小学生の放課後の生活の場を確保	生涯学習課	小学生の放課後の安全な遊び、生活の場を確保するため、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の

主な施策・事業	所管	概要
		機会を提供する放課後子ども教室を、市内すべての小学校区において、小学校や生涯学習施設に段階的に整備するとともに、仲よし学級の児童を含めたすべての児童がプログラムに参加できるよう努めます。
ボランティア体験学習会	高齢介護課 (社会福祉協議会)	ボランティア体験を通じた福祉教育により、ボランティアの人材確保と福祉のまちづくりを推進します。
自然に親しむ機会の充実	環境課 指導課	地域の環境を通じて、環境保全意識を高める総合的環境教育事業(学習活動)を推進します。 緑と花の写生コンクールを継続し、緑化意識の向上を図ります。
次代の地域リーダーの養成	生涯学習課	ジュニア・リーダー養成事業として、子ども会会員の小学5年生から中学2年生を対象に「ひよこの学校」を実施します。 青少年リーダーグループによる野外活動事業として、市内小学校4～6年生を対象にキャンプの実施を通じ、協調性を深める事業を推進します。
スポーツ教室の充実	生涯学習課	スポーツを通じて子どもの心身の育成を図ることを目的として各種スポーツ教室の充実に努めます。
子ども会活動、スポーツ少年団活動などの充実	生涯学習課	様々なスポーツ活動や体験活動などを支援し、地域全体で子どもの心身の育成を図ります。

③若者の就労支援対策の充実

主な施策・事業	所管	概要
職場体験学習の推進	指導課	学校教育の一環として、職場体験や農漁業体験、商業体験などを推進します。
インターンシップ制度の推進	地域経済課	関係機関との連携強化と情報提供媒体の拡充を行うなど、インターンシップ制度のより効果的な普及・啓発を進め、利用促進を図ります。

地域就労支援事業の推進	地域経済課	国・府及び関係機関との連携のもと、早期の就職を促すよう「泉大津市地域就労支援事業」の推進を図ります。
職業能力開発のための支援体制の充実	地域経済課	職業能力の開発への支援策の充実と雇用の安定を図ります。

④社会環境の向上

主な施策・事業	所管	概要
「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進	生涯学習課	大人自身が姿勢を正し、モラルの向上に努めながら、地域の教育力を高める取り組みを推進します。
社会環境の点検活動の推進	生涯学習課	有害図書類の販売等の状況の調査や遊興施設など、社会環境の悪化につながる場所の実態把握等の推進に努めます。
青少年育成協議会の設置	人権市民協働課 社会福祉協議会 指導課 生涯学習課	青少年の育成、指導、保護に関わる団体や関係機関、有識者による青少年育成協議会において、青少年に係る問題について総合的に審議し、方針や目標を設定し、各団体との連携を促します。

目標 3 安心して出産と子育てのできる環境の充実

3-1 妊娠・出産及び乳幼児期の親子の健康づくりの推進

● 主な取り組みと今後の課題

(周産期・小児医療体制、不妊対策)

- 周産期医療体制については、泉大津市立病院内の地域周産期母子医療センターにおいて、NICU（新生児特定集中治療室）に加えて、GCU（継続保育治療室）の運用を平成 23 年から開始しています。
- 小児救急について、泉州地域では空白なく必要な救急診療を提供するため、市医師会による夜間電話相談のほか、小児科医が交代で各曜日の時間外救急診療を担当し、いずれかの病院でいつでも小児救急診療が行える泉州地区小児科救急輪番体制（夜間）を整えています。土日・祝日には平成 18 年 11 月から泉州北部小児初期救急広域センターで受け付けています。
- 小児科医が慢性的に不足していることから、空白のない小児救急医療体制を維持するためには、現状の体制をとらざるを得ないのが実情です。
- 本市では、平成 21 年度から特定不妊治療費助成制度を府の制度に加えて、市独自に実施しています。また、妊娠届出書などにより不安のある妊婦や支援が必要と考えられる妊婦に対し、助産師による電話相談や保健師による家庭訪問を実施しています。
- 今後は、妊娠や出産への不安の軽減につながる、周産期及び小児医療体制の一層の充実が期待されます。

(親子の健康)

- 母子保健については、母子健康手帳交付時や妊産婦から相談のあった場合、保健センターの保健師が面接・相談を行っています。
- 平成 23 年度から、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施し、育児サービスの情報提供や親の育児不安の解消に努めています。平成 25 年度からは未熟児訪問も市で行っています。
- 親子の交流、子育て相談の場として、月齢別に保健センターで「ぴよぴよくらぶ」「赤ちゃん広場」「1・2・3みんなの広場」などを開催しています。

- 公民館や総合体育館、図書館において、「おやこ体操」「親子ふれあい教室」などの運動プログラムによる親子の健康づくりや「赤ちゃんのためのおはなし会」「ブックスタート事業」による本を活用した親子のふれあい促進、交流を図るための事業を実施しています。
- 7か月児の子どもを対象に育児相談会を定期的を開催しています。また、同時開催で乳幼児を対象とした相談会も行っています。
- 乳幼児健康診査は、子どもの疾病の発見とともに親の育児相談の場として行っていますが、平均して90%台の高い受診率です。
- 食育については、泉大津市食育推進計画に基づき、食育推進委員会を開催し、地域の関係機関・団体と連携した子どもを中心とした体験活動（わくわく農業体験や親子クッキング）、保・幼・認・小・中学校を通じての食育活動に取り組んでいます。
- 歯科保健については、市内医療機関でのマタニティ歯科健診（個別）のほか、定期的な歯科健診の受診勧奨などを行っています。3歳6か月児健診でのカリエスフリー児（むし歯のない状態）は平成25年度85.4%であり、この割合の増加を目指しています。
- 今後は、子どもの健康や発達を継続的に見守る体制の強化、親の育児不安や孤立感をできる限り早期に軽減する取り組みが、これまで以上に重要になると考えられます。

● 施策の方向性

- ①周産期及び小児医療体制の充実
- ②妊娠期から子育て期の健康づくりの推進
- ③幼児期からの正しい食習慣の確立

● 推進施策

① 周産期及び小児医療体制の充実

主な施策・事業	所管	概要
地域周産期母子医療センターの充実	市立病院事務局	NICU、GCU の運用を継続するとともに、受入週数の拡大を図ります。
小児救急体制の推進	健康推進課 市立病院事務局	市医師会による夜間電話相談、泉州北部小児初期救急広域センター（休日）、泉州地区小児科救急輪番体制（夜間）により対応します。
助産施設入所事業	こども未来課	経済的理由等により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させることにより、出産家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。

② 妊娠期から子育て期の健康づくりの推進

主な施策・事業	所管	概要
不妊に悩む方への特定治療助成	健康推進課	特定不妊治療に要した費用のうち大阪府の助成金を控除した額について限度額内で助成します。
母子健康手帳の発行	健康推進課	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を交付します。 交付時には、妊娠中や子育ての不安軽減を図るための相談や情報提供を実施します。
両親教室（たまごくらす）	健康推進課	妊娠中の夫婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や地域での仲間づくりを実施します。
妊婦・産婦・乳幼児訪問指導・支援の充実	健康推進課	子育てに不安や負担を感じている妊産婦や乳幼児をもつ保護者の自宅に、助産師や保健師が訪問し、親子の健康管理や育児相談を行います。
妊婦・産婦相談の充実	健康推進課	妊娠・出産・育児の不安など、保健師が電話や窓口で相談を実施します。また支援の必要な妊婦への電話相談を助産師が実施します。

主な施策・事業	所管	概要
乳幼児健康診査の充実	健康推進課	<p>4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児を対象に疾病の早期発見・発達の確認に取り組むとともに、親子の交流など育児支援の充実を図ります。</p> <p>また、健康診査の結果で疾病や心身の発達に支援が必要な場合は、医療機関を紹介します。</p>
育児相談の充実	健康推進課	<p>「7か月児育児相談」「乳幼児育児相談会」を月1回定例で実施します。</p> <p>また、「発達相談」「栄養相談」「歯科相談」も実施します。</p>
予防接種事業の充実	健康推進課	<p>予防接種法による定期接種を実施するとともに、接種率の向上と法改正による制度変更などの周知に取り組めます。</p> <p>感染症や疾病の予防に向けて、正しい知識の啓発や情報提供に努めます。</p>
親子の交流や相談の場の充実	健康推進課	<p>保健センターにて、ぴよぴよくらぶ、赤ちゃん広場、1・2・3みんなの広場などを開催し、親子で交流できる場を提供します。</p> <p>民生委員・児童委員・子育て相談員などによる見守り、専門職種による相談を実施します。</p>
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業の実施	健康推進課	<p>生後1～2か月頃の乳児がいる家庭を対象に、看護師、助産師などがすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を行います。</p> <p>各年度で見込んだ人数全員に実施します。</p>
親子の健康づくりの充実や親子のふれあいの促進	生涯学習課	<p>公民館や総合体育館、図書館などの社会教育施設において親子の体力づくりや親子のふれあいを推進するための事業を実施するとともに、親同士の交流の場づくりに努めます。</p>
子育て世代の健康づくりの推進	健康推進課 生涯学習課	<p>子育て世代を対象に一時保育付の運動教室を実施します。運動教室に保健師・栄養士による育児相談を併設するなど、内容の充実に努めます。</p>
妊婦健康診査、マタニティ歯科健診の充実	健康推進課	<p>妊婦やお腹の中の赤ちゃんの健康管理、疾病の早期把握とその対応、妊娠、出産、育児に関する相談を関係機関と連携して実施します。</p> <p>妊娠、出産の経済的負担の軽減を図るため、妊</p>

主な施策・事業	所管	概要
		<p>婦健康診査の助成額の改善を図っていきます。</p> <p>妊婦健康診査は、各年度で見込んだ人数全員、回数に対応する体制を構築し、実施します。</p>
養育支援訪問事業の推進	健康推進課	<p>養育に支援が必要な家庭を訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行います。</p> <p>各年度で見込んだ人数に対応する体制で実施します。対象者が見込み以上にいる場合は、関係機関とも連携を図りながら対応します。</p>

③幼児期からの正しい食習慣の確立

主な施策・事業	所管	概要
食育に係る事業の推進と活動の支援	<p>こども未来課</p> <p>健康推進課</p> <p>環境課</p> <p>教育総務課</p> <p>指導課</p>	<p>食育推進計画に基づき、農業体験、親子クッキングなど体験活動を通じた取り組みを実施します。</p> <p>食育パネル展示会の開催や乳幼児健診時の食育シールブック配布など啓発を強化します。</p> <p>保・幼・認・小・中学校においても、食育に取り組めます。</p> <p>食育推進委員会を中心に保健・福祉・教育など関係機関や団体と連携を図りながら、食に関する情報提供や食の体験活動に取り組めます。</p>
小児期からの生活習慣病予防対策	<p>こども未来課</p> <p>健康推進課</p>	<p>家族ぐるみで生活習慣病予防に取り組めるよう、乳幼児健診や定期健診時の集団指導や講話、栄養士による個別栄養指導を行います。</p>
歯科保健の充実	健康推進課	<p>歯科疾患の予防、早期把握と対応のため1歳6か月児、3歳6か月児健診時において歯科健診を実施し、歯についての相談や歯みがき指導などを行います。</p>
よい歯を育てる会の充実	健康推進課	<p>2歳児、2歳6か月児、3歳児に対し、歯科健診を実施し、むし歯予防の講話を通じて保護者への啓発を行います。</p>

3-2 身近な地域での子育て支援の充実

● 主な取り組みと今後の課題

- 子育て情報は、「いずみおおつ子育てガイドブック」の配布、市ホームページでの提供を行っています。
- 民生委員・児童委員協議会は、「子ども家庭フォーラム」の開催や中学校区教育ネットワークへの参加を通じて、地域ぐるみの子育て支援の中心的役割を担っています。
- 各中学校区に地域教育協議会（すこやかネット）が設立されており、地域交流、子育て支援、安全・挨拶運動等の事業を実施しています。また、地域コーディネーターを養成し、地域教育協議会（すこやかネット）の一員として子育て支援ネットワークの形成を支援しています。
- 子育てに関する相談は、各保育所・幼稚園・認定こども園・学校、地域子育て支援センター、児童家庭相談で対応しています。
- 教育相談は、学校、教育支援センター（専門相談員配置）、特別支援教育に係る専門家の相談、(SSN)不登校児童生徒への学生ボランティアの派遣などを実施しています。
- 今後は、少子化と核家族化が進む中で悩みや不安を持つ子育て家庭や孤立しがちな保護者に対し、相談支援体制の強化とともに、子育て支援ネットワークの充実が必要となります。
- 就学前児童の保護者では、子育て支援事業の認知度が50%を下回る事業がいくつかみられます。また、子育てに関する情報の入手先として「近所の人、知人、友人」70.9%が最も多く、「幼稚園、保育所、認定こども園」56.0%が続いていることから、必要な時に適切な情報が迅速に届くよう、情報提供方法の多様化に取り組む必要があります。

● 施策の方向性

- ①情報提供体制の充実
- ②身近な地域での子育て支援活動の充実
- ③自主的な子育て活動の活性化
- ④専門性の高い相談体制の充実
- ⑤地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

● 推進施策

① 情報提供体制の充実

主な施策・事業	所管	概要
情報ガイドブックの改訂	こども未来課	子ども・子育て支援法に基づく新事業体系の開始に合わせて、保健・医療・福祉・教育・労働の各分野で実施している子育て支援をまとめた「いずみおおつ子育てガイドブック」を改訂・配布します。
情報提供方法の多様化	こども未来課	必要とする情報が必要な時に確実に届くよう、子育て支援ホームページの充実により情報提供の多様化と広報に取り組みます。 子ども・子育て支援法に基づき、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供します。
情報の共有化と提供の推進	こども未来課	要保護児童対策地域協議会において、子育てに関する法制度や子育てに役立つ最新情報の共有を図り、各活動を通じての提供を推進します。

② 身近な地域での子育て支援活動の充実

主な施策・事業	所管	概要
子育てサークルの支援	こども未来課	おやこ広場における情報提供等、子育てサークルの活動を支援します。
多様な交流機会や場の確保	こども未来課	おやこ広場（つどいの広場）、親子で遊ぼう会、保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放の充実を図り、身近で安全な遊び場や交流機会の拡充、家庭での子育てを支援します。 各園・所において、地域とのつながりを深める取り組みの充実を図ります。
地域子育て支援センターの実施	こども未来課	おやこ広場、子育て講座、子育て相談などを開催し、保護者の相談支援とともに、子育てサークルや子育てリーダーの育成と支援を推進します。

主な施策・事業	所管	概要
		実施にあたり、地域のボランティアや関係団体と一層の協力を図ります。
民生委員・児童委員（主任児童委員）活動の推進	高齢介護課	地域ぐるみの子育て支援の中心的役割を担うため、法制度の改正や最新情報を身に付けるための定期的な研修を実施します。
保育所・幼稚園・認定こども園・学校における相談体制の充実	こども未来課 指導課	子育ての専門知識を有する職員による相談支援、情報交換の場として機能の充実を図ります。

③自主的な子育て活動の活性化

主な施策・事業	所管	概要
地域コーディネーターの推進	指導課 生涯学習課	各地域教育協議会（すこやかネット）に地域コーディネーターが積極的に参加できるように地域のネットワークづくりを推進します。
地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実	指導課	各地域教育協議会（すこやかネット）が中心となり、親子の体験活動や子どもの地域活動への参画促進、家庭教育への支援などを通じて、教育コミュニティの充実を図ります。
小地域ネットワーク活動推進事業	高齢介護課	小地域ネットワーク活動において、地域ぐるみの子育て活動を実践していく機運づくりを促進します。
地域福祉計画の普及・啓発	高齢介護課	地域住民と行政が協力し、地域の中で安心できる生活支援の仕組みを創る地域福祉計画の理念の普及・啓発を通じて、地域ぐるみでの子育ての機運づくりを促進します。

④専門性の高い相談体制の充実

主な施策・事業	所管	概要
児童家庭相談体制の充実	こども未来課	相談者に適切に対応するため、社会福祉士等を中心に相談員の研修、関係機関との連携強化により、相談指導体制の充実を図ります。
関係機関の連携による 相談機能の充実	こども未来課	地域子育て支援センターでの電話相談に対応できる体制づくり、保健センターにおける育児相談、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援を推進します。
教育相談事業の充実	指導課	教育支援センターの専門相談員による教育相談、家庭教育支援相談、特別支援教育に係る専門家の相談するなど、多様な相談に対応する事業の充実を図ります。
障がい児教育推進事業の 充実 (巡回教育相談、 就園・就学時発達相談、 就園・就学指導員)	指導課	小・中学校の特別支援学級に対する巡回発達相談、理学療法士による機能回復訓練、大学教員や臨床心理士などによる巡回相談など、障がいのある幼児の就学時及び就学後の教育相談体制を充実します。
相談員の資質の向上	こども未来課	多様化する相談内容に適切に対応できるよう相談員の研修の充実を努めます。

⑤地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

主な施策・事業	所管	概要
地域子ども・子育て支援 事業の質の向上	こども未来課	利用者意向の把握と実施事業者との情報共有を定期的に行い、より良い事業提供に事業者と連携して取り組みます。
利用者支援事業	こども未来課	保護者等からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。 事業は、各教育・保育提供区域（中学校区）に1か所ずつ、及び、市社会福祉事務所の計4か所で実施します。

主な施策・事業	所管	概要
地域子育て支援拠点事業	こども未来課	<p>地域子育て支援センター事業の「たんぼっぼ」「おやこ広場」の充実を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p>
子育て短期支援事業	こども未来課	<p>保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。</p> <p>関係機関と連携を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p>
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	こども未来課	<p>子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。</p> <p>提供会員の体制と質の向上を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p>
一時預かり事業	こども未来課	<p>保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。</p> <p>各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p>
実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども未来課	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p> <p>新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされていることから、低所得者の負担軽減策の一つとして、必要に応じ、検討していきます。</p>

主な施策・事業	所管	概要
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	こども未来課	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。</p> <p>将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携して民間事業者参入に関する情報交換を行っていきます。</p>

3-3 働きながら子育てする人の支援の充実

● 主な取り組みと今後の課題

- 平成 26 年度現在、市内では、市立・民間合わせて認可保育所 11 か所と認定こども園 3 か所、民間の認可外保育所 2 か所の合計 16 か所において、0 歳児からの受入れや延長保育など、ニーズに応じた保育を実施しています。
- 今後の課題として、病児・病後児保育の充実が挙げられます。アンケートでは、仕事と子育てを両立させる上での課題として、就学前児童、小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」を挙げた人が最も多く、保護者が大きな期待を寄せています。子ども・子育て会議においても、保護者が利用しやすい条件整備を期待する意見がありました。
- 平成 26 年度現在、南海かもめ保育園で病後時保育を行っています。市立要保育所・とれぞあ保育園では体調不良の児童に対応しています。
- 子どもの安全な居場所づくりとして、留守家庭児童会（仲よし学級）を小学校全 8 校で実施しています。それぞれに指導員を定期的に募集し、研修等により、指導力と安全性の向上に力を入れています。
- 仲よし学級については、利用者数の増加予想に伴う過密化等が懸念されています。また、就労実態に見合った開設時間の見直し、活動内容の充実などが求められています。
- 予想される多様な事業ニーズに対し、子ども・子育て支援法に基づく提供体制の充実が求められています。

● 施策の方向性

- ① 子ども・子育て支援法に基づく事業の実施

● 推進施策

①子ども・子育て支援法に基づく事業の実施

主な施策・事業	所管	概要
休業中の保護者に対する 情報提供の実施	こども未来課	子ども・子育て支援法に基づき、産休・育休中の保護者の保育希望を把握するとともに、健診などの機会を通じて、保育サービスの情報提供を行います。
延長保育事業	こども未来課	<p>保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。</p> <p>関係機関と連携を図りながら、現行体制で継続し、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p>
病児・病後児保育の条件 整備	こども未来課	<p>病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。</p> <p>関係機関と連携を図りながら、各年度で見込んだ人数全員を受け入れる体制で実施します。</p> <p>また、受け入れ体制の強化に向けては、関係機関と継続的に協議します。</p>
仲よし学級の充実	生涯学習課	子ども・子育て支援新制度施行に伴い、利用者数の増加が予想されるなか、安全・安心な放課後の居場所づくりのための施設整備や運営内容、低学年・高学年に配慮した活動内容やプログラムの創意工夫、障がい児対応などに向けて、小学校や関係部局とも連携を図りながら、職員の研修を充実させ、適切な運営に取り組みます。また、子育て支援の充実を図るため、人材確保が必要であることから、地域人材を中心とした人材養成と効果的な活用を推進します。

3-4 男女が共同して取り組む子育ての推進

● 主な取り組みと今後の課題

- 事業主（雇用者）に対し、府や関係機関と協力して、ワーク・ライフ・バランス、フレックスタイムなどの多様な勤務形態導入のための冊子やパンフレットによる啓発を行っています。
- 働き方や子育ての現状について、アンケートから次のことがわかりました。
- 仕事と子育てを両立させる上での課題として、就学前児童、小学生ともに、「子どもと接する時間が少ないこと」、「残業や出張が入ること」など、働き方や家庭での子育て時間に関することを上位に挙げています。
- 子どもと一緒に過ごす時間について、父親は、現状にやや不満を感じています。
- 出生時に育児休業を取得した割合は、就学前児童の母親 24.4%に対し、父親は 4.7%と大きく下回ります。
- 育児休業を取らずに働いた理由として、母親は、「収入減となり、経済的に苦しくなる」44.4%が最も多く、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業の制度がなかった」22.2%と続きます。
- これに対し、父親の理由は「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」32.7%が最も多く、母親と父親の理由は大きく異なっています。
- 育児休業を取らずに離職した理由について、母親は、自分の意志で「子育てや家事に専念するため」に離職した割合が 49.4%と最も多いものの、「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」23.5%という、仕事が続けられなかった実態もうかがえます。
- 今後の課題として、従来の働き方や父親の子育てに対する意識はなかなか変わりません。そのため、市全体で育児休業制度や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を積極的に進め、男女がともに仕事と家庭の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会にしていくことが重要です。

● 施策の方向性

- ① 子育てに関する学習機会の充実
- ② 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- ③ 子育てと仕事を両立しやすい労働環境の推進

● 推進施策

①子育てに関する学習機会の充実

主な施策・事業	所管	概要
講演会や学習会の開催	生涯学習課	受講者の確保を図りながら、望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施します。
家庭教育学級の充実	生涯学習課	乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供、育児に関する情報提供や相談・交流などができる家庭教育教室・講座の充実を図ります。
男性向け家庭生活講座等の開催	人権市民協働課 生涯学習課	男性の家事や子育てなど家庭生活への参加を促進するため、男性向けの料理教室や育児教室など、家事や子育てに関する知識・技能を身につける機会の充実を図ります。

②男女共同参画に関する意識啓発の推進

主な施策・事業	所管	概要
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校における男女平等教育の推進	人権市民協働課 こども未来課 指導課	保・幼・認・小・中学校における男女平等教育の推進を図るため、教職員等への啓発活動を行います。
「共に築く男女共同参画社会」の推進	人権市民協働課	男女共同参画社会の推進を図るための体制強化とともに、「共に築く男女共同参画社会」を目指すための学習機会の充実に努めます。
仕事と家庭的責任の両立支援	人権市民協働課	性別による固定的な役割分担意識の解消のための啓発の充実を図ります。

③子育てと仕事を両立しやすい労働環境の推進

主な施策・事業	所管	概要
男性の育児休業・介護休業取得に向けた事業主への働きかけ	人権市民協働課 地域経済課	企業に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の充実とともに、育児休業や介護休暇など

主な施策・事業	所管	概要
		諸制度の男性の利用促進について啓発に努めます。
育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発	地域経済課	市内の事業所を対象に、育児休業や介護休業などを取得することへの理解と協力を得るため、パンフレットの配布や研修会などの充実を図ります。
育児休業を取得した女性の職場復帰等に対する支援	地域経済課	「育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度」の利用について周知し、女性の就労支援を促進するよう、積極的に働きかけます。
再雇用制度導入への働きかけ	地域経済課	育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などへの働きかけのための広報・啓発活動の充実を図ります。
事業所内保育所設置への働きかけ	地域経済課 こども未来課	市内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の家庭の子育てを支援するため、事業所内保育所の設置への働きかけに努めます。
ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発	地域経済課	市内の事業所を対象に、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる人事労務管理の必要性を啓発するとともに、就労者の家庭と仕事の両立に十分配慮し、多様かつ柔軟な働き方の選択を可能とするよう、企業に働きかけます。
労働時間短縮への働きかけ	地域経済課	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するため、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより、週40時間労働制やサービス残業の防止などに関する啓発・広報活動に努めます。
勤務形態の多様化への働きかけ	地域経済課	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入を働きかけます。

3-5 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

● 主な取り組みと今後の課題

- 子育ての経済的負担を軽減するため、市独自の医療費助成（子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、障がい者医療費助成）を実施しています。平成25年10月から入院助成対象を小1から小6、平成26年7月から通院助成対象を小2から小3までに拡大しました。
- 市独自の就園・就学援助の利用促進、国の各種手当（児童手当、児童扶養手当）の適切な給付に努めています。
- 子育て家庭にとって安全・安心な居住環境づくりとして、住宅に起因する健康被害に対する相談窓口を設置しています。
- 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するため、市営住宅の建て替えを計画的に進めます。
- 市内で「赤ちゃんの駅」の設置を進めています。設置個所は、年々、着実に増えており、平成25年度末で33か所になりました。
- 大阪府福祉のまちづくり条例などに基づき、子育てにやさしいまちづくりを進めています。また、関係団体と連携し、交通安全対策や防犯対策に取り組んでいます。
- 子育ての経済的負担の軽減は、市民が最も期待する支援のひとつです。また、子どもが事故や犯罪の被害にあわない、安全で暮らしやすいまちづくりに向けて、着実に進めていくことが重要です。

● 施策の方向性

- ①各種手当・費用助成の支給
- ②住宅対策の促進
- ③子育てにやさしいまちづくりの推進
- ④交通安全と地域安全対策の充実

● 推進施策

① 各種手当・費用助成の支給

主な施策・事業	所管	概要
児童手当支給事業	こども未来課	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給するもので、制度の広報・普及に努めるとともに、国・府に対し、制度の充実についての働きかけに努めます。
児童扶養手当支給事業	こども未来課	父母の婚姻解消等により、父親と生計を同じくしていない児童の母などが、その児童を監護・養護している場合、その母または養育者に手当を支給する事業で、国・府に対し、制度の充実についての働きかけに努めます。
幼稚園の就園奨励	こども未来課	入園料及び保育料の納付が経済的に大きな負担となる方を対象として、一定の所得以下の方に対して保育料等の減免補助を行います。
小・中学校の就学援助	指導課	経済的な理由で、公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助しており、「広報いずみおおつ」等での普及に努めます。
子ども医療費助成事業	こども未来課	医療費の助成を行うことにより、子どもを抱える家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。
ひとり親家庭医療費助成事業	こども未来課	医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発に努めます。
障がい者医療費助成事業	障がい福祉課	医療費の助成を行うことにより、障がいのある人の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発に努めます。

②住宅対策の促進

主な施策・事業	所管	概要
快適な住環境づくりの促進	まちづくり政策課	良好な住宅の誘導や供給、土地取引などの適正な指導に努め、快適な居住環境を誘導します。
居住者の健康を脅かす新たな問題への対応	まちづくり政策課	シックハウス症候群など、住宅に起因する健康被害に対する情報提供に努めます。
市営住宅の整備・充実	まちづくり政策課	市営住宅の建替えに際し、子育て世帯向け募集を検討します。 市営住宅の建替えを計画的に行います。

③子育てにやさしいまちづくりの推進

主な施策・事業	所管	概要
大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導	まちづくり政策課	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、関係機関にバリアフリー化の推進を図る内容を周知し、積極的な指導・助言を行います。
幼児2人同乗用自転車購入助成事業	環境課	幼児2人同乗用自転車購入費用の助成を行います。
赤ちゃんの駅の設置促進	こども未来課 公共施設所管課	公共施設、民間施設において、「赤ちゃんの駅」の設置を促進します。 (授乳コーナーやおむつ交換台の設置など)
公共施設や道路のバリアフリー化の促進 (福祉のまちづくり対策歩道改良事業を含む)	土木課 公共施設所管課	子ども連れでも安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を促進します。
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備	公共施設所管課	新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすい整備を促進します。
ふれあいバス運行事業の推進	高齢介護課	高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの人を対象に、積極的な社会参加を促進するため、福祉施設等を循環するバスの運行を継続します。

主な施策・事業	所管	概要
福祉タクシー事業の推進	障がい福祉課	身体障がい者手帳もしくは療育手帳所持者を対象に等級等に応じてタクシー利用料金の一部を助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。

④交通安全と地域安全対策の充実

主な施策・事業	所管	概要
交通安全教育・啓発事業	土木課	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保・幼・認・小・中学校において、交通安全教室や啓発活動を推進します。
シートベルト、チャイルドシートの正しい使用	土木課	自動車運転時の事故による死亡率を軽減するため、シートベルトの着用義務及びチャイルドシートの正しい使用について、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に広報・啓発活動を展開します。
通園・通学路の安全確保の推進	人権市民協働課 こども未来課 土木課 教育総務課 指導課	通園・通学路の安全点検を実施するとともに、子どもや車いすに配慮した段差の解消などのバリアフリー化や防犯灯及び防犯カメラの設置を促進するなど、通園・通学路の安全確保を図ります。
防犯・防災対策事業の推進	人権市民協働課 危機管理課 こども未来課 教育総務課 指導課	コミュニティ組織による地域安全活動やセーフコミュニティを通じて、防犯・防災対策の促進を図ります。
防犯灯補助事業	人権市民協働課	地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進する。自治会等が設置する防犯灯の新設費及び維持費に対して補助金を交付します。
地域安全事業の推進	指導課 生涯学習課	各小学校区に設置されている「こども 110 番の家」の取り組みの充実を図るとともに、学校・地域・警察との連携を強化し、安全な地域コミュニティづくりを推進します。

主な施策・事業	所管	概要
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の安全確保を図る取り組みの推進	こども未来課 教育総務課 指導課	保・幼・認・小・中学校の来訪者を確認できる対策をとり、児童生徒の安全確保を図る取り組みを推進します。
防災・災害対策の充実	危機管理課 こども未来課 教育総務課 指導課	災害に関する理解を深め、生命の安全を図るため、避難訓練及び防災教育を保・幼・認・小・中学校で計画的に実施します。また、避難所となる小中学校や保育所・幼稚園などの防災対策の充実に努めます。

目標 4 すべての子どもと家庭を支える環境の充実

4-1 ひとり親家庭の自立支援の充実

● 主な取り組みと今後の課題

- ひとり親家庭の自立支援に向けて、ひとり親家庭に対する自立支援員と自立プログラム策定員を中心に、相談や自立支援計画の策定（年間 100 件程度）などを行っています。
- 本市においては、国や大阪府の協力のもと、ひとり親家庭等への支援策を実施しています。支援を知らないために利用機会が失われたり、不利益を被ることがあってはなりません。ひとり親家庭等が施策を有効的に活用し、自立することができるよう、施策については広報・周知することが重要です。
- 母子家庭の状況をみると、母親の就労状況は非正規雇用であることも多く、年間就労収入の少ない世帯も多くみられます。そのため、母子家庭世帯が経済的に安定し自立した生活を送るには、非正規雇用から正規雇用への転換、保育所の優先入所などの保育サービスの充実が必要になります。
- このように、厳しい環境であることも多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支える上で極めて重要になります。それぞれの家庭によって置かれた状況の異なるひとり親家庭の支援については、自立した生活を支え、就労による経済的な自立を支援する、総合的な取り組みが必要となります。

● 施策の方向性

- ①生活の自立支援の充実
- ②就労支援の充実

● 推進施策

①生活の自立支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
相談支援体制の充実	こども未来課	ひとり親家庭に対し自立支援員や民生委員・児童委員及び母子福祉推進員が中心となり、相談相手や、親子交流の場づくりを推進します。
母子生活支援施設入所委託事業	こども未来課	母子家庭等において、さまざまな事情のため、子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所し、生活の安定と自立を図ります。
養育費確保のための支援	秘書広報課 こども未来課	民事執行法の改正等、養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、様々な機会に啓発を行います。 必要に応じて、弁護士による法律相談等の専門相談に引きつぎます。
現況届時における情報提供	こども未来課	児童扶養手当の現況届送付時や提出時に、ひとり親家庭等の保護者が情報を入手できるよう努めます。
子ども家庭センター等との連携強化	こども未来課	子ども家庭センターや民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係機関がひとり親家庭等の情報を共有し、ひとり親家庭等の抱えている問題解決を図ります。
日常生活支援事業	こども未来課	ひとり親家庭等の保護者が疾病や修学のため一時的に家事・育児等の日常生活に支障をきたした場合、日常生活の安定のための支援を行います。
経済的支援の実施	こども未来課 生活福祉課	ひとり親家庭に対する福祉資金の貸付相談、児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業等の制度の周知に努め、適切に実施します。 様々な制度を活用しても生活が出来ない場合は、生活保護などの適用を行いながら、自立を支援します。

②就労支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
ひとり親自立支援プログラム策定事業の推進	こども未来課	ひとり親家庭の母又は父が就職することにより自立するために、ハローワークと連携してプログラムを策定し、必要な支援を行います。
就労支援機関との連携強化	こども未来課	ひとり親家庭等の就業支援のため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした関係機関と連携を図ります。
自立支援教育訓練給付金の支給	こども未来課	ひとり親家庭の母又は父が、市の指定する講座を受講した場合に、受講後に講座受講料の一部を支給します。
地域就労支援事業	地域経済課	母子家庭の母を含め、働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者に対して、相談者1人ひとりに応じた就業支援を行ない、雇用・就業につなげます。
高等職業訓練促進給付金	こども未来課	ひとり親家庭の母又は父が経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、修業期間中、給付金を支給します。
地域就労支援事業の推進	地域経済課	母子家庭の母親等で就職困難者に対し、国・府及び関係団体との連携を強化し、就労支援を推進します。

4-2 障がい児及び発達障がいの子どもへの支援の充実

● 主な取り組みと今後の課題

(障がい児、発達障がい支援)

- 乳幼児から小学生までの障がい者手帳交付者数(平成26年9月)は、就学前児童は35人、小学生は76人ですが、全国と同様、本市でも発達に関する相談件数が増えつつあります。そのため、障がいや発達に心配のある子どもの抱える課題を早期に発見し、早い時期から適切な支援の充実を図る必要があります。
- 本市では、発達に支援を必要とする子どもと家庭への支援として幼児・親子教室を実施しています。また、1歳6か月児～2歳6か月児対象の「わんわん教室」と、2歳6か月児～就園までが対象の「ばんぶー教室」を開催し、集団での発達を促す取り組みと親支援を行っています。
- 平成25年度からは、障がいの早期の気づき支援として、健診で使用する問診票の改訂(発達障がいに関する項目の追加)や親支援として「ペアレントトレーニング」を実施しています。
- 保育所、幼稚園、認定こども園では障がい児及び発達障がい児を受け入れており、小中学校では特別支援教育により、個々に応じた支援を行っています。このほか、就園・就学時の教育相談、小・中学生対象の巡回発達相談、小・中学校での理学療法士による機能回復訓練、院内学級(療養児童への学習指導)を実施しています。
- 市内全体の療育等の体制として、様々な関係機関が参加する要保護児童対策地域協議会発達支援ネットワーク部会を設置し、総合的な支援体制の強化を図っています。また、切れ目のない支援体制づくりとして「障がい児者に対するシームレスケア強化に係る検討会議」を市役所内の関係課で開催しています。

(放課後対策)

- 本市では、平成20年4月から市内1事業所において、障がい児を対象とした学童保育である、障がい児タイムケア事業を行っています。また、平成24年度からの「放課後等デイサービス」の創設を受けて、市内で2事業者が放課後等デイサービスを提供しています。
- 近隣自治体においては、「障がい児タイムケア」事業所から「放課後等デイサービス」への移行が順次進んでおり、また、民間企業の参入によって様々な特徴のある事業所が増えつつあります。

● 施策の方向性

- ① 自立支援の充実
- ② 放課後支援の充実
- ③ 療育・教育体制の充実

● 推進施策

① 自立支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
障がい福祉サービス及び地域生活支援事業	障がい福祉課	障がい福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行い、制度の普及・啓発に努めます。
社会参加に向けた支援体制の充実	こども未来課 指導課	障がいのある児童が積極的に外出し、地域の人々と交流できるよう、社会参加促進のための事業の充実に努めます。
障がい者医療費助成事業 【再掲】	障がい福祉課	3-5 参照

② 放課後支援の充実

主な施策・事業	所管	概要
日中一時支援事業 (障がい児タイムケア事業)	障がい福祉課	放課後等、障がいのある児童に活動の場を提供し、保護者の就労等を支援するために、制度の普及・啓発に努めます。
放課後等デイサービスの充実	障がい福祉課 こども未来課	事業者との連携を図りながら、放課後等デイサービスの充実を図ります。

③療育・教育体制の充実

主な施策・事業	所管	概要
障がい児教育推進事業の充実	こども未来課 指導課	<p>教職員の研修の充実を図り、個々の児童生徒の障がい等に応じた適切な指導を実施します。</p> <p>保育所・幼稚園・認定こども園で子どもへの介助員や障がい児担当加配に関し、医療・心理面などからの専門的で公平な判定を行えるよう、今後とも努めます。</p> <p>市立病院内に院内学級を設置し、病院療養児童の教育の充実を図ります。</p>
幼児・親子教室事業の充実	こども未来課	<p>市立総合福祉センターの機能回復訓練室を利用し、発達支援事業として生活訓練、療育訓練の充実に努めます。</p>
発達障がいの支援体制の充実	障がい福祉課 こども未来課 健康推進課 指導課	<p>乳幼児健診、保育所、幼稚園、認定こども園等において発達に支援が必要な児童を早期に発見し、子どもの発達をより良く促すための早期療育に向けて、発達・育児相談等ライフステージに応じた支援に努めます。</p> <p>相談支援ファイル「わたしノート」の活用、親支援として「ペアレントトレーニング」を実施します。</p> <p>大学と連携し、就学前から小学校、さらに中学校へと続く支援の連続性の研究、通常学級でのユニバーサルな支援の研究を進めます。</p>
総合的な支援体制の整備	地域経済課 障がい福祉課 こども未来課 健康推進課 市立病院事務局 指導課	<p>子どもの発達を保障するため、発達支援ネットワーク部会や泉大津障害がい児（者）親の会などの情報共有と連携をさらに進め、支援の強化を図ります。</p> <p>すべての子どもが健やかに発達し、安心して暮らすために、切れ目のない（シームレスケア）保健・医療・福祉・教育・労働の分野間連携による総合的な支援について、各関係機関とともにルールづくりを進めます。</p> <p>相談員の適正配置を図り、乳幼児期から学齢、就労まで一貫した切れ目のない支援を総合的に</p>

主な施策・事業	所管	概要
		<p>コーディネートできるよう体制強化を図ります。</p> <p>各学校園での支援体制作りや支援活動をサポートしていくとともに、今後、大学と連携し、就学前から小学校、さらに中学校へと続く支援の連続性の研究や通常の学級でのユニバーサルな支援の研究を進め、さらなる支援体制の構築をめざします。</p>
<p>専門的な児童発達支援拠点の設置</p>	<p>障がい福祉課 こども未来課</p>	<p>高度で専門的な療育を実施している三ヶ山学園等の専門療育機関との連携強化を図ります。</p> <p>市内に児童発達支援事業所あるいは児童発達支援センターの設置について、関係機関や事業者と検討します。</p>

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の定義

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。(子ども・子育て支援法第61条第2項)
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する(最適な需給バランスを図る)ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

②教育・保育提供区域の設定

- 本市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	3区域 （中学校区）	本市の利用実態をみると、小学校区を越えた保育所などの利用も多くみられる。 子ども・子育て会議では「8区域」（小学校区）も議論されたが、居住する住所地を基に需要量を算定しても利用実態と合致しないこと、子どもが成長する中で幅広い交流が可能になること、中学校区単位での教育活動や保・幼・認・小・中学校の連携を図っていることを勘案し、決定した。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援に関する事業	3区域 （中学校区）	本市では教育・保育施設の活動の一環であるため、基本型とする。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校とする。

2 教育・保育施設の需要量及び提供体制

①量の見込み方法

- 計画期間内の各年度に必要とされる量の見込みは、教育・保育提供区域毎の各年度の児童数見込みに基づき、原則、国の統一方式を用いて算出しました。ただし、国の統一方式の結果が過去の実績と比較して極端に乖離する場合は、本市独自の設定を行いました（統一方式の補正を含む）。具体的には次のとおりです。

1号認定 (区域毎)	<p>国の統一方式。</p> <p>【家族タイプC'、D、E'、Fの児童数】×利用意向率（幼稚園等希望割合）＋ 【家族タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（幼稚園希望割合）</p>
2号認定 (区域毎)	<p>国の統一方式。</p> <p>【家族タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（保育所等希望割合）</p>
3号認定 (区域毎)	<p>市独自方式。</p> <p>年度毎（平成27～31年度）の区域別児童数推計×潜在入所者割合（年齢区分別・区域別） ×伸び率（年齢区分別・区域別）</p> <p>「保育利用率」について</p> <p>国の基本指針に従い、保育利用率（満3歳未満児全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合）は3歳未満児の待機児童解消を図る目安として設定する。</p> <p>本市の3号認定の量の見込みは、待機児童数実績やアンケートの保護者意向といった潜在ニーズ（潜在入所者割合、伸び率）を勘案して算出していることから、各地区の当該年齢児童数（推計）に占める必要利用定員総数（量の見込み）が、保育利用率に相当するとした。</p>

（参考）認定区分

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

(参考) 家族タイプ (国の統一方式で各事業の量の見込みを算出する際に用いる区分)

国の統一方式では量の見込みを算出するにあたり、アンケートの回答から「母親の就労希望」と「定期的なサービスの希望」を合わせて、8つの家庭類型(家族タイプ)に区分している(父親はフルタイムで固定)。

家族タイプ	親の就労希望等	サービス希望
①タイプA	ひとり親家庭	
②タイプB	フルタイム×フルタイム	
③タイプC	フルタイム×パートタイム (パートタイム就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部)	0~2 歳: 保育サービスを利用中、又は、今後、 保育サービスを希望する人 3 歳以上: タイプC' 以外
④タイプC'	フルタイム×パートタイム (パートタイム就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部)	0~2 歳: タイプC 以外 3 歳以上: 幼稚園を利用中、かつ、認定こども園又は保育所を希望しない人
⑤タイプD	専業主婦	
⑥タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部)	0~2 歳: 保育サービスを利用中、又は、今後、 保育サービスを希望する人 3 歳以上: タイプE' 以外
⑦タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部)	0~2 歳: タイプE 以外 3 歳以上: 幼稚園を利用中、かつ、認定こども園又は保育所を希望しない人
⑧タイプF	無業×無業	

②各年度の需要量及び提供体制

【誠風地区】

(単位：人、%)

	H27年					H28年						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		
①必要利用定員総数 (量の見込み)	267	172	349	237	45	264	170	345	235	46		
②提供体制 (特定教育・保育施設)	640	1号提供		399	250	84	640	1号提供		399	250	84
③過不足 (①-②)	201		50	13	39	206		54	15	38		
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				48.9	20.5				51.8	21.7		

	H29年					H30年						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		
①必要利用定員総数 (量の見込み)	245	158	321	239	48	232	150	304	244	49		
②提供体制 (特定教育・保育施設)	640	1号提供		399	250	84	640	1号提供		399	250	84
③過不足 (①-②)	237		78	11	36	258		95	6	35		
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				54.3	23.2				57.1	24.4		

	H31年					
	1号	2号		3号		
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳	
①必要利用定員総数 (量の見込み)	220	142	287	248	51	
②提供体制 (特定教育・保育施設)	640	1号提供		399	250	84
③過不足 (①-②)	278		112	2	33	
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				59.8	26.0	

※注：2号認定（教育希望）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園を希望する人）については、幼稚園での定員でニーズを確保する。

【東陽地区】

(単位：人、%)

	H27年					H28年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	238	130	325	168	37	234	128	319	162	38
②提供体制 (特定教育・保育施設)	750	1号 提供	276	165	41	750	1号 提供	276	165	41
③過不足 (①-②)	382		-49	-3	4	388		-43	3	3
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				36.7	16.7				37.7	17.8

	H29年					H30年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	218	119	297	162	39	206	113	281	162	39
②提供体制 (特定教育・保育施設)	750	1号 提供	276	165	41	750	1号 提供	276	165	41
③過不足 (①-②)	413		-21	3	2	431		-5	3	2
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				38.8	18.8				40.0	19.3

	H31年				
	1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	195	107	266	162	40
②提供体制 (特定教育・保育施設)	750	1号 提供	276	165	41
③過不足 (①-②)	448		10	3	1
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				41.2	20.2

※注：2号認定（教育希望）（※保護者の状況を見ると保育が必要だが、幼稚園を希望する人）については、幼稚園での定員でニーズを確保する。

【小津地区】

(単位：人、%)

	H27年					H28年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	152	92	164	66	12	150	91	162	65	12
②提供体制 (特定教育・保育施設)	450	1号提供	163	82	15	450	1号提供	163	82	15
③過不足 (①-②)	206		-1	16	3	209		1	17	3
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				24.6	8.9				25.8	9.2

	H29年					H30年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	140	84	151	65	13	132	80	143	66	13
②提供体制 (特定教育・保育施設)	450	1号提供	163	82	15	450	1号提供	163	82	15
③過不足 (①-②)	226		12	17	2	238		20	16	2
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				26.6	10.2				27.8	10.5

	H31年				
	1号	2号		3号	
		教育希望	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	125	75	135	66	14
②提供体制 (特定教育・保育施設)	450	1号提供	163	82	15
③過不足 (①-②)	250		28	16	1
④保育利用率 (%) (①÷当該年齢児童数)				28.7	11.6

※注：2号認定（教育希望）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園を希望する人）については、幼稚園での定員でニーズを確保する。

【他市との広域調整】

- 平成 26 年 5 月 1 日現在、他市の私立幼稚園に在園している児童数が約 250 人いるほか、他市の私立保育所を利用している人数も 10 人程度います。
- 本市は子ども・子育て新制度の趣旨に基づき、身近な地区で教育・保育施設を提供することを基本に、3 つの地区毎の需要量に対して 5 年後にはそれぞれ 100%提供できるよう、計画的な施設の充実に取り組むものですが、市民が市外施設を希望するケースに対し、提供量が確保できるよう他市との広域調整を行いました。
- 利用が想定される市の施設状況などを踏まえ、次のとおり、市外における提供量を見込みます。(なお、提供量の見込み人数は計画策定時点の想定であり、将来の提供量を確定するものではありません。)

【他市における提供量の見込み】

(単位：人)

	H27				H28～31 (各年度)			
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
和泉市	226	21	21	268	217	29	25	271
高石市	30	6	0	36	30	6	0	36
岸和田市	11	0	0	11	11	0	0	11
堺市	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	268	27	21	316	258	35	25	318

3 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び提供体制

①量の見込み方法及び提供体制

- 計画期間内の各年度に必要とされる量の見込みは、教育・保育施設の算出方法と同様、国の統一方式を原則にしつつ、本市独自の設定を行いました。
- この量の見込みに対し、各事業の実績、アンケートの保護者意向、従来の提供体制を鑑み、提供体制を設定します。具体的には次のとおりです。

事業名	項目	単位	H27	H28	H29	H30	H31
1 利用者支援事業	提供体制	実施か所	4	4	4	4	4
2 地域子育て支援拠点事業	需要量	人回／月	3,136	2,974	2,886	2,802	2,727
	提供体制	実施か所	5	5	5	5	5
3 妊婦健康診査 (実人数) (健診回数)	需要量	実人数／年	575	558	543	527	515
	提供体制	実人数／年	575	558	543	527	515
	需要量	回／年	6,900	6,696	6,516	6,324	6,180
	提供体制	回／年	6,900	6,696	6,516	6,324	6,180
4 乳児家庭全戸訪問事業	需要量	実人数／年	575	558	543	527	515
	提供体制	実人数／年	575	558	543	527	515
5 養育支援訪問事業	需要量	実人数／年	58	56	55	53	52
	提供体制	実人数／年	58	56	55	53	52
6 子育て短期支援事業	需要量	人日／年	40	39	37	35	34
	提供体制	人日／年	40	39	37	35	34
7 子育て援助活動支援事業（低学年） (高学年)	需要量	人日／年	322	305	304	297	293
	提供体制	人日／年	322	305	304	297	293
	需要量	人日／年	105	99	95	92	87
	提供体制	人日／年	105	99	95	92	87
8 一時預かり (幼稚園在園児) (幼稚園在園児以外)	需要量	人日／年	13,357	13,178	12,250	11,602	10,981
	提供体制	人日／年	13,357	13,178	12,250	11,602	10,981
	需要量	人日／年	2,027	1,935	1,863	1,800	1,742
	提供体制	人日／年	2,027	1,935	1,863	1,800	1,742
9 延長保育事業	需要量	人／年	141	153	161	170	179
	提供体制	人／年	141	153	161	170	179
10 病児保育事業	需要量	人日／年	937	925	878	846	815
	提供体制	人日／年	937	925	878	846	815

11 放課後児童健全育成事業												
区域	学校	単位	H27		H28		H29		H30		H31	
			実人数／年		実人数／年		実人数／年		実人数／年		実人数／年	
			低学	高学	低学	高学	低学	高学	低学	高学	低学	高学
誠風	戒小学校	需要量	90	21	85	20	85	19	83	18	82	17
		需要量（合計）	111		105		104		101		99	
		提供体制	150		150		150		150		100	
	穴師小学校	需要量	79	18	75	17	75	17	73	16	72	15
		需要量（合計）	97		92		92		89		87	
		提供体制	100		100		100		100		100	
	楠小学校	需要量	129	30	122	29	122	27	119	26	118	25
		需要量（合計）	159		151		149		145		143	
		提供体制	90		150		150		150		150	
東陽	旭小学校	需要量	98	31	92	29	92	28	90	27	89	26
		需要量（合計）	129		121		120		117		115	
		提供体制	90		90		135		135		135	
	浜小学校	需要量	59	19	56	18	56	17	55	16	54	15
		需要量（合計）	78		74		73		71		69	
		提供体制	100		100		100		100		100	
	条南小学校	需要量	87	28	82	26	82	25	80	24	79	23
		需要量（合計）	115		108		107		104		102	
		提供体制	135		135		135		135		135	
小津	上條小学校	需要量	62	19	59	18	59	18	58	17	57	17
		需要量（合計）	81		77		77		75		74	
		提供体制	100		100		100		100		100	
	条東小学校	需要量	33	10	32	9	32	9	31	9	30	9
		需要量（合計）	43		41		41		40		39	
		提供体制	50		50		50		50		50	
合計	需要量	637	176	603	166	603	160	589	153	581	147	
	需要量（合計）	813		769		763		742		728		
	提供体制	815		875		920		920		870		

注：低学は「低学年」、高学は「高学年」

※注：13事業のうち、3事業（利用者支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業）については、国の基本指針に従い、量の見込みを行わない。

②各事業の見込みの算出方法

1 利用者支援事業

- 国の基本指針に従い、量の見込みを行っていません。

2 地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。本市では、地域子育て支援センター事業の「たんぽぽ」「おやこ広場」として、5か所で実施しています。
- 量の見込みは、国の統一方式に基づき算出しました（【家族タイプすべて（0～2歳）】×利用意向率×利用希望日数）。

3 妊婦健診事業

- 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。
- 人数の見込みは各年度で見込んだ0歳児全数を、回数は各年度の受診者数×1人あたり12回（1人あたり受診回数の平均実績）としてそれぞれ算出しました。

4 乳児家庭全戸訪問事業

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- 人数の見込みは、各年度で見込んだ0歳児全数として算出しました。

5 養育支援訪問事業

（正式名「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」）

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 人数の見込みは、類似業務の実績から該当する人数を見込みました。

※ 児童福祉法第6条の3の規定

- 要支援児童は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- 特定妊婦は、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- 要保護児童は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。本市では、平成26年4月現在、和泉乳児院、和泉幼児院、助松寮、女子慈教寮、信太学園の5か所で実施しています。
- 量の見込みは、本市独自で算出しました（年度毎の0～5歳児童数の見通し×利用係数1.1%（平成22～25年度実績の最大値））。

7 一時預かり事業

- 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。
- 量の見込みは、本市独自で算出しました（年度毎の各人数の見通し×在園児一人あたり年間利用日数（平成22～25年度実績のうち、年間利用日数／在園児数の最大値））。
- 幼稚園在園児以外については、平成26年4月現在、市立くすのき認定こども園、南海かもめ保育園、すこやか保育園、とれぞあ保育園の4か所、ファミリー・サポート・センターで実施しています。
- 量の見込みは、国の統一方式を本市独自で補正して算出しました（国の統一方式の見込み量×利用想定率24.8%（ニーズ調査結果による））

8 延長保育事業

- 保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本市の場合、概ね19時までの保育を実施しているため、19時以降の利用希望人数を見込んでいます。本市では、平成26年4月現在、南海かもめ保育園、すこやか保育園、とれぞあ保育園の3か所で20時までの延長保育を実施しています。
- 量の見込みは、本市独自で算出しました（年度毎の保育利用者数×19時以降の利用係数（平成24～25年度実績割合＋利用の伸び率で想定））。

9 病児保育事業（病児・病後児保育）

- 病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業、及び体調不良児保育事業です。
- 本市では、平成26年4月現在、南海かもめ保育園で病後児保育事業を、要保育所・とれぞあ保育園で体調不良児保育事業をそれぞれ実施しています。
- 量の見込みは、本市独自で算出しました（年度毎の1～3号認定の合計数×利用係数（病後児保育2.0%、体調不良児保育事業38.2%（平成22～25年度実績の最大値）））。

10 子育て援助活動支援事業

- 子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う、就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。本市では、平成26年4月現在、泉大津市社会福祉協議会運営の1か所です。
- 量の見込みは、本市独自で算出しました（年度毎の低学年・高学年の児童数×利用係数（平成22～25年度実績の最大値））。

11 放課後児童健全育成事業

- 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本市では、留守家庭児童会（仲よし学級）として、市内の小学校に通学する1年生から3年生の児童を対象に、全8小学校で実施しています。
- 量の見込みは、国の統一方式を本市独自で補正して算出しました（低学年は、【家族タイプA、B、C、E】×該当率（利用要件該当割合83.7%）×小学校毎の平成25年登録者数割合。高学年は、【家族タイプA、B、C、E】×該当率（利用要件該当者の割合32.6%）×小学校毎の平成25年登録者数割合（低学年を準用））。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

①庁内体制の整備

- 本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

②地域における取り組みや活動との連携

- 子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

③市民及び企業等への広報・啓発

- 社会全体で子育て支援に取り組むために、市民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

①子ども・子育て会議の運営

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

②計画の公表、市民意見の反映

- 市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、あらゆる機会市民意見を把握し、市民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

第7章 参考資料

1 泉大津市子ども・子育て会議 条例

泉大津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、泉大津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議の内容その他職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集等の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び委員の任期満了に伴い最初に行われる会議の招集並びに会長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年泉大津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中を

プロポーザル審査委員会の委員	同9,000円
----------------	---------

に改める。

プロポーザル審査委員会の委員	同9,000円
子ども・子育て会議の委員	同9,000円

2 泉大津市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：会長 ○：副会長 (敬称略)

No.	機関・組織名	職・氏名
1	大阪大谷大学 教育学部	◎教授 長瀬 美子
2	近畿大学 総合社会学部	○教授 久 隆浩
3	更生保護女性会	会長 川西 真由美
4	和泉幼児院	施設長 大橋 和弘
5	泉大津市立地域子育て支援センター	センター長 坂上 智美
6	泉大津市立幼稚園PTA	竹田 京士郎 (～平成26年5月) 野口 宏美 (平成26年6月～)
7	泉大津市保育所保護者会連絡協議会	事務局長 肥田貴久美 (～平成26年3月) 副会長 山口 佳菜 (平成26年4月～)
8	公募市民委員	納谷 真理子
9	公募市民委員	花重 聖子
10	公募市民委員	佐々井 孝
11	和泉市私立幼稚園連合会	会長 内藤 芳雄
12	泉大津民間保育協議会	代表 伊藤 賢道
13	泉大津市立旭小学校	校長 竹中 廣司
14	泉大津市立旭幼稚園	園長 田中 浩子
15	泉大津市立要保育所	所長代理 阪上 令子

3 計画策定経過

日付	事項	概要
H25.11.11～ 12.13	アンケート調査実施	就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象に実施
12.24	第1回子ども・子育て会議	会長、副会長の選出 諮問 ①子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援制度について ②ニーズ調査について
H26.3.25	第2回子ども・子育て会議	①ニーズ調査結果について ②教育・保育提供区域について ③泉大津市の子育て支援の現状と課題
5.24	第3回子ども・子育て会議	①子ども・子育て支援新制度にかかるニーズ量の見込みについて
7.31	第4回子ども・子育て会議	①子ども・子育て支援新制度に関する各基準について ②泉大津市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
11.7	第5回子ども・子育て会議	①泉大津市子ども・子育て支援事業計画（中間案）について ②パブリックコメントの実施について
H26.12.●～ ●●	パブリックコメント実施	市広報及びホームページ 関係施設にて閲覧
H27.●●	第6回子ども・子育て会議	①パブリックコメントの結果について ②泉大津市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ③答申
●●	庁議	計画決定

4 子ども・子育て支援制度法にかかる用語説明

(50音順)

用語	定義・概要
■力行	
確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
■サ行	
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。 本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関)。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

用語	定義・概要
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
■夕行	
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
■八行	
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
■ヤ行	
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>